

第Ⅲ編 行政組織編

第Ⅲ編 行政組織

昭和二〇年九月二二日

(三一一) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中左ノ通改正シ去月二十三日施行セリ

第六条中「戦時援護課」ヲ「保護課」ニ改ム

第十条中「戦時援護課」ヲ「保護課」ニ改メ第一号及第二号ヲ削リ第三号ヲ第一号トシ以下順次繰上グ

第十三条中第四号ヲ削リ第五号ヲ第四号トス

第二十一条中「施設課」ヲ「住宅課」ニ改ム

第二十二条中第四号ヲ第六号トシ第四号及第五号トシテ左ノ如ク加フ

四 技能者及機械技術員養成ニ関スル事項

五 技術者検定及技能検査ニ関スル事項

第二十三条中第四号ヲ左ノ如ク改メ第五号ヲ削ル

四 勤労者用物資ニ関スル事項

第二十四条 住宅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤労者ノ住宅其ノ他住宅ニ関スル事項

二 住宅営団ニ関スル事項

昭和二〇年一〇月二六日

(三一二) 厚生省官制中改正(勅令第六〇九号)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第三条 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社会局

劳政局

勤劳局

保険局

第四条 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養ノ企画ニ関スル事項

二 武道、体育運動其ノ他体育訓練ニ関スル事項

三 母性、乳幼児及児童ノ保護指導ニ関スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

五条第四号乃至第六号ヲ左ノ如ク改ム

四 疾病ノ予防ニ関スル事項

五 体力管理ニ関スル事項

六 勤勞衛生ニ関スル事項

七 其ノ他国民ノ保健ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第六条 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及救療ニ関スル事項

二 戦時災害保護ニ関スル事項

三 社会福利施設ニ関スル事項

四 其ノ他社会事業ニ関スル事項

五 住宅ニ関スル事項

第七条 劳政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ条件ニ関スル事項

二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ関スル事項

三 其ノ他勤勞ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第七条ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ関スル事項

二 復員等ニ伴フ職業対策ニ関スル事項

三 職業紹介ニ関スル事項

四 職業指導及職業訓練ニ関スル事項

第九条中「勤勞局参与」ヲ「劳政局参与」ニ、「勤勞局」ヲ「劳政局」ニ改ム

第九条ノ二ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年一〇月三一日

(三一三) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中左ノ通改正シ本月二十七日ヨリ施行セリ

第六条 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

企画課

母子課

体鍊課

(編注…中略)

第十条 衛生局ニ左ノ四課ヲ置ク

医務課

薬務課

保健課

医療課

(編注…中略)

第十六条 社会局ニ左ノ三課ヲ置ク

保護課

福利課

住宅課

第十七条 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及治療並ニ罹災救助ニ関スル事項

二 戦災援護ニ関スル事項

三 方面委員ニ関スル事項

四 他ノ主管ニ属セザル社会事業ニ関スル事項

第十八条 福利課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 同和事業ニ関スル事項

二 興生事業ニ関スル事項

三 公益質屋ニ関スル事項

四 社会福利施設ニ関スル事項

第十九条 住宅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 充足ニ関スル事項

二 住宅営団ニ関スル事項

第二十条 労政局ニ左ノ三課ヲ置ク

労政局

管理課

給与課

第二十一条 労政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勤労政策ニ関スル事項

二 勤労者ノ組織ニ関スル事項

三 労働争議ニ関スル事項

四 勤労情勢ノ調査ニ関スル事項

五 他ノ主管ニ属セザル勤労ニ関スル事項

第二十二条 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工場法其ノ他勤労管理法令ノ施行ニ関スル事項但シ他ノ主管ニ属スルモノヲ除ク

二 勤労者ノ教養訓練ニ関スル事項

三 勤労能率ノ増進ニ関スル事項

四 勤労者ノ厚生ニ関スル事項

五 其ノ他勤労管理ニ関スル事項

第二十三条 給与課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給与ニ関スル事項

二 勤労者ノ扶助及援護ニ関スル事項

三 勤労者用物資ニ関スル事項

第二十四条 勤労局ニ左ノ三課ヲ置ク

企画課

業務課

補導課

第二十五条 企画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤労需給ニ関スル一般の企画ニ関スル事項

二 勤労需給状況ノ一般の査察ニ関スル事項

三 職業ニ関スル登録其ノ他調査統計ニ関スル事項

四 職業適性ノ調査ニ関スル事項

五 勤労署ニ関スル庶務一般ニ関スル事項

六 職業行政関係職員ノ養成及訓練ニ関スル事項

七 他ノ主管ニ属セザル勤労需給ニ関スル事項

第二十六条 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 復員対策ノ実施ニ関スル事項
 - 二 勤労要員ノ斡旋実施ニ関スル事項
 - 三 勤労者募集ニ関スル事項
 - 四 職業指導ニ関スル事項
- 第二十七条 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 職業補導ニ関スル事項
 - 二 職業訓練ニ関スル事項
 - 三 土建其ノ他日雇勞務ノ斡旋充足ニ関スル事項
 - 四 授産及内職斡旋ニ関スル事項
- 第二十八条 保険局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

庶務課
 保険課
 年金課
 健康保険指導所

(編注…以下略)

昭和二〇年二月一日

〔三一四〕 勅令第六九七号

失業対策委員会官制

- 第一条 失業対策委員会ハ中央失業対策委員会及都道府県失業対策委員会トス
- 中央失業対策委員会ハ厚生大臣、都道府県失業対策委員会ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ監督ニ属ス
- 中央失業対策委員会ハ厚生大臣、都道府県失業対策委員会ハ地方長官ノ諮問ニ応ジ失業対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 失業対策委員会ハ前項ノ外関係行政庁ノ諮問ニ応ジ失業対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 失業対策委員会ハ失業対策ニ関スル重要事項ニ付関係行政庁ニ建議スルコトヲ得
- 第二条 中央失業対策委員会ハ厚生省ニ之ヲ置ク
- 都道府県失業対策委員会ハ都道府県（沖縄県ヲ除ク）毎ニ之ヲ置キ都道府県ノ名ヲ冠ス
- 第三条 失業対策委員会ハ会長及委員ヲ以テ組織ス

第四条 中央失業対策委員会ノ会長ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府県失業対策委員会ノ会長ハ地方長官之ヲ命ジ又ハ地方長官自ら會長ト爲ル

第五条 中央失業対策委員会ノ委員ハ三十人以上トシ都道府県失業対策委員会ノ委員ハ二十人以上トス

前項定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六条 委員及臨時委員ハ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ中央失業対策委員会ニ在リテハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府県失業対策委員会ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

第七条 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八条 会長ハ会務ヲ総理ス

會長事故アルトキハ会長ノ指名スル委員長ハ職務ヲ代理ス

第九条 失業対策委員会ニ幹事ヲ置ク

中央失業対策委員会ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府県失業対策委員会ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十条 失業対策委員会ニ書記ヲ置ク

中央失業対策委員会ノ書記ハ厚生大臣、都道府県失業対策委員会ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介委員会官制中左ノ通改正ス

第一条第四項ヲ削ル

銘五条第一項中「四十人」ヲ「二十人」ニ改ム

第六条第二項中「厚生大臣」ヲ「地方長官」ニ改ム

〔三一五〕

昭和二十二年二月二八日

厚生省告示第二九号

厚生省官制第八条ノ規定ニ依ル職業補導所ノ名称及位置昭和二十一年

二月八日左ノ通定ム

名	称	位	置
厚生省大阪傷痍者職業補導所		大阪府堺市	
厚生省福岡傷痍者職業補導所		福岡県小倉市	
厚生省婦人職業補導所		東京都牛込区原町三丁目八番地	

昭和二十一年三月一八日

〔三一六〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中左ノ通改正シ本月十三日ヨリ施行セリ

第六條以下ヲ左ノ如ク改ム

第六條 衛生局ニ左ノ六課ヲ置ク

(中略)

第一四條 社会局ニ左ノ四課ヲ置ク

保護課

援護課

福利課

物資課

第十五條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及治療並ニ罹災救助ニ關スル事項

二 戦災援護ニ關スル事項

三 方面委員ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル国民生活ノ保護及社會事業ニ關スル事項

第十六條 援護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 引揚者ノ保護指導ニ關スル事項

二 傷痍者等ノ保護指導ニ關スル事項

三 他ノ主管ニ屬セザル国民生活ノ指導ニ關スル事項

第十七條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 同和事業ニ關スル事項

二 興生事業ニ關スル事項

三 公益質屋ニ關スル事項

四 社會福利施設ニ關スル事項

第十八條 物資課ニ於テハ救濟援護ニ必要ナル物資ニ關スル事項ヲ掌ル

第十九條 勞政局ニ左ノ四課ヲ置ク

勞政課

勞働保護課

拾與課

第二十條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働政策ニ關スル事項

二 勞働組合ニ關スル事項

三 勞働争議調停其ノ他勞働関係ノ調整ニ關スル事項

四 勞働情報ノ蒐集ニ關スル事項

五 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

第二十一條 勞働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働保護並ニ婦人及年少者ノ勞働保護ニ關スル事項

二 産業安全及危害豫防ニ關スル事項

三 勞働者災害扶助ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

六 其ノ他勞働保護ニ關スル事項

第二十二條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給与ニ關スル事項

二 勞働者ノ援護ニ關スル事項

三 勞働者用物資ニ關スル事項

第二十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働法制ノ調査企畫ニ關スル事項

二 勞働ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

三 國際勞働事情ノ調査ニ關スル事項

四 勞働行政関係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勤勞需給ニ關スル一般的企畫ニ關スル事項
- 二 勤勞需給狀況ノ一般的査察ニ關スル事項
- 三 職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項
- 四 職業適性ノ調査ニ關スル事項
- 五 勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項
- 六 職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項
- 七 他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 失業對策ノ實施ニ關スル事項
- 二 勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項
- 三 募集ニ關スル事項
- 四 職業指導ニ關スル事項
- 第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 職業補導ニ關スル事項
 - 二 職業訓練ニ關スル事項
 - 三 授産及内職施設ニ關スル事項
- 第二十八條 保険局ニ左ノ四課及一所ヲ置ク
(以下略)

昭和二十二年六月一六日

(三一七) 労働省設置準備委員会

労働省設置要領

政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て産業の興隆と民生の安定に寄与するために、左の要領により労働省を設置するものとする。

- 一 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働条件及び労働者の保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労働需給の調整に関する事務、失業對策に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を所掌すること。

- 二 労働省の部局及びその所掌事務は、概ね左の通りとすること。
労働省

- 一 労働組合に関する事項

- 二 労働委員会に関する事項

- 三 労働争議調停その他労働関係の調整に関する事項

- 四 労働協約に関する事項

- 五 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの

労働基準局

- 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項

- 二 産業安全及び労働者災害補償に関する事項

- 三 労働衛生に関する事項

- 四 労働能率の増進に関する事項

- 五 労働者の福利厚生に関する事項

- 六 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項

- 七 その他労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの

婦人少年局

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する事項

- 二 婦人及び年少労働者の労働条件及び保護に関する事項

- 三 児童の使用禁止に関する事項

- 四 労働者の家族問題に関する事項

- 五 家族労働問題及び家事用人に関する事項

- 六 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

職業安定局

- 一 職業の紹介、指導及び補導その他労働需給の調整に関する事項

- 二 失業對策に関する事項

- 三 その他職業に関する事項

労働統計調査局

- 一 労働組合、労働争議その他労働関係に関する定期統計及び刊行に関する事項

- 二 労働条件に関する定期統計及び刊行に関する事項

- 三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行に関する事項

- 四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行に関する事項

- 五 職業に関する定期統計及び刊行に関する事項

- 六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行に関する事項

- 七 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済的問題に関する調査及び刊行に関する事項

る事項

三 労働省の省務に参与させるために参与を、専門の事項を調査させるために専門の委員を置くことができること。

四 工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめるため、労働省に産業安全研究所を置くこと。

五 船員の労働に関する重要事項について労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に關係官をもつて組織する船員労働連絡會議を置くこと。

(備考)

労働省設置は第一回国会に法律案を提出して之を行うものとする。

『行政二』

昭和二十一年一月五日

(三十八) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中次のやうに改正して、十月三十日からこれを施行した。

第十七條中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 授産及内職施設ニ關スル事項

但シ勤勞局所管ニ屬スルモノヲ除ク

第二十四條乃至第二十七條を次のやうに改め、第二十八條を第二十九條とし、以下順次繰下げる。

第二十四條 勤勞局ニ左ノ四課ヲ置ク

企画課

監理課

紹介課

補導課

第二十五條 企画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 失業対策ノ企画ニ關スル事項

二 職業政策ノ企画ニ關スル事項

三 公共事業ニ關スル勞務配置ノ企画ニ關スル事項

四 労働市場ノ調査ニ關スル事項

五 職業ニ關スル統計ノ整理ニ關スル事項

六 職業適性ノ調査ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勤勞受給ニ關スル事項

第二十六條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

二 職業行政關係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第二十七條 紹介課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介ニ關スル事項

二 勞務配置ニ關スル事項

三 勞務者募集ニ關スル事項

四 勞務供給事業ニ關スル事項

五 職業指導ニ關スル事項

第二十八條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業補導ニ關スル事項

二 失業対策トシテ實施スル授産施設其ノ他共同作業施設ニ關スル事項

昭和二十一年一月二五日

(三十九) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中次のやうに改正して、昨二十一年十二月二十七日から施行した。

第十条 医務局ニ左ノ五課及出張所ヲ置ク

(編注 中略)

第二十七條 勞政局ニ左ノ六課ヲ置ク

勞政課

労働組合課

調査課

労働保護課

給与課

労働統計課

第二十八條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般労働政策ニ關スル事項

- 二 労働関係調整法施行ニ関スル事項
- 三 労働委員会ニ関スル事項
- 四 他ノ主管ニ属セザル労働ニ関スル事項
- 第二十九条 労働組合課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 労働組合ニ関スル事項
 - 二 労働協約ニ関スル事項
 - 三 労働者団体及使用者団体ニ関スル事項
 - 四 労働争議ニ関スル情報資料ノ収集及ビ調査ニ関スル事項
- 第三十条 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 労働行政関係職員ノ教養訓練ニ関スル事項
 - 二 労働問題ノ啓蒙宣伝ニ関スル事項
 - 三 一般労働法制及ビ労働ニ関スル事情ノ調査ニ関スル事項
 - 四 国際労働事情ノ調査ニ関スル事項
- 第三十一条 労働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 労働保護ニ関スル事項
 - 二 産業安全及危害予防ニ関スル事項
 - 三 労働者災害扶助ニ関スル事項
 - 四 労働能率ノ増進ニ関スル事項
 - 五 労働衛生ニ関スル事項
 - 六 労働者ノ福利厚生ニ関スル事項
 - 七 工場事業場等ノ監督ニ関スル事項
 - 八 産業安全研究所ニ関スル事項
- 第三十二条 給与課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 賃金、給料其ノ他給与ニ関スル事項
 - 二 労働者用物資ニ関スル事項
- 第三十三条 労働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 賃金給料其ノ他給与ニ関スル統計ノ蒐集整理ニ関スル事項
 - 二 生計費ニ関スル統計ノ蒐集整理ニ関スル事項
 - 三 他ノ主管ニ属セザル労働統計ノ蒐集整理ニ関スル事項

昭和二十二年三月二五日

〔三一〇〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規定の一部を次のように改正して、三月十九日から施行した。

- 第九條中第四号ないし第六号を削る。
- 第二十二條 社会局ニ左ノ四課ヲ置ク
 - 庶務課
 - 保護課
 - 福利課
 - 物資課
- 第二十四條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 同和事業ニ関スル事項
 - 二 傷痍者等ノ保護ニ関スル事項
 - 三 公益質屋其ノ他社会福利施設ニ関スル事項
 - 四 他ノ主管ニ属セザル国民生活ノ指導ニ関スル事項
- 第二十五條 物資課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 救済援護ニ必要ナル物資ニ関スル事項
 - 二 授産及内職施設ニ関スル事項但シ勤労局所管ニ属スルモノヲ除ク
- 第二十六條 児童局ニ左ノ三課ヲ置ク
 - 企画課
 - 養護課
 - 母子衛生課
- 第二十七條を第三十條とし以下順次繰下げる。
- 第二十七條 企画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 児童ニ関スル総合企画ニ関スル事項
 - 二 児童福祉委員会ニ関スル事項
 - 三 保育施設ニ関スル事項
 - 四 母子保護ニ関スル事項
 - 五 他ノ主管ニ属セザル児童福祉ニ関スル事項
- 第二十八條 養護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 孤児等ノ保護ニ関スル事項
 - 二 浮浪児ノ保護ニ関スル事項
 - 三 精神薄弱児ノ保護ニ関スル事項

- 四 児童虐待防止ニ関スル事項
- 五 児童ノ救護ニ関スル事項
- 第二十九条 母子衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 妊産婦及乳幼児ノ保健ニ関スル事項
 - 二 妊産婦及乳幼児ニ特殊ノ栄養ニ関スル事項
 - 三 虚弱児童及不具児童ノ保健ニ関スル事項
 - 四 未就学児童其ノ他児童ノ保健ニ関スル事項
 - 五 流早死産ニ関スル事項

昭和二十二年四月八日

〔三一―一〕 勅令第一一八号

公共職業安定所官制

- 第一條 政府は、職業の確保と産業の興隆に寄与するように、労務が公平且つ適正に配置されることを目的として、公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。
- 第二條 公共職業安定所は、厚生大臣の管理に属し、職業の紹介、指導、補導その他職業に関する事務を掌る。
- 第三條 公共職業安定所を通じて、左の職員を置く。
 - 所長
 - 厚生事務官
 - 専任四百八人 二級
 - 専任五千七十二人 三級
 - 厚生技官
 - 専任二十九人 二級
 - 専任六人 三級

所長は、二級又は三級の厚生事務官を以て、これに充てる。

第四條 前條の職員の各公共職業安定所の定員は、厚生大臣が、これを定める。

第五條 厚生大臣（職業安定事務局を設けた場合には、その長を含む。）は、地方長官をして、公共職業安定所長を指揮監督せしめる。

所長は、地方長官の指導監督を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第六條 公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、厚生大臣が、これを定める。

第七條 厚生大臣が必要があると認める場合には、公共職業安定所の事務の一部を分掌させるため、その出張所を設けることができる。

第八條 厚生大臣が公共職業安定所の監督及びその事務の連絡統一のため必要があると認める場合においては、数個の都道府県の区域を管轄区域とする職業安定事務局を設けることができる。

職業安定事務局は、厚生大臣の管理に属する。
職業安定事務局について、必要な事項は、別にこれを定める。

附則

第九條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。

（編注 以下略）

昭和二十二年四月二二日

〔三一―一二〕 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中改正の一部を次のように改正して、四月十五日から施行した。
第三十七條中「勤労局」を「職業安定局」に改める。

昭和二十二年五月二日

〔三一―一三〕 勅令第一九八号

厚生省官制の一部改正

厚生省官制の一部を次のように改正する。

第三條 厚生省ニ左ノ九局ヲ置ク

- 公衆保険局
- 医務局
- 予防局
- 社会局
- 児童局
- 労政局
- 労働基準局

職業安定局

保険局

第七条 労政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働組合ニ関スル事項
 - 二 労働委員会ニ関スル事項
 - 三 労働争議調停其ノ他労働関係ノ調整ニ関スル事項
 - 四 労働協約ニ関スル事項
 - 五 内外労働事情ニ関スル調査研究ニ関スル事項
 - 六 其ノ他労働ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ
- 第七条ノ二ヲ第七条ノ三トする。

第七条ノ二 労働基準局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 賃金、労働時間及休息ニ関スル事項
- 二 産業安全及労働者災害補償ニ関スル事項
- 三 労働衛生ニ関スル事項
- 四 労働能率ノ増進ニ関スル事項
- 五 労働者ノ福利厚生ニ関スル事項
- 六 工場、鉱山其ノ他ノ場所ニ於ケル労働条件及労働者ノ保護ニ関スル監督ニ関スル

七 其ノ他労働条件及労働者ノ保護ニ関スル事項

八 賃金其ノ他労働条件及労働者生計費ニ関スル統計ニ関スル事項

労働基準局ハ前項各号ニ掲グル事務ノ外労働基準法ノ施行及労働基準官署ノ設置ニ関スル準備事務ヲ掌ル

第九条 省務ニ参与セシムル為厚生省ニ参与を置クコトヲ得

(編注…中略)

第十条 厚生省に左ノ職員ヲ置ク

(編注…中略)

第十条ノ二 厚生大臣ハ前条職員ノ一部ヲ都道府県ニ駐在セシムルコトヲ得

前項ノ職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ伝染病予防ニ従事スルモノトス

第十九条 削除

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。
防疫職員官制は、これを廃止する。

地方待遇職員令の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号を削除する。

労働基準局は、第七条ノ二に規定する事項を掌る外、労働省設置に際し同省に設置せらるべき婦人児童局及び労働統計調査局の所掌事項、職員、予算その他これが設置につき、必要な準備事務を掌る。

昭和二十二年五月二日

〔三一―一四〕勅令第一九九号

都道府県労働基準局官制

第一条 都道府県労働基準局は、厚生大臣の管理に属し、左の事務を掌る。

- 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項
- 二 産業安全及び労働者災害補償に関する事項
- 三 労働衛生に関する事項
- 四 労働能率の増進に関する事項
- 五 労働者の福利厚生に関する事項
- 六 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項

七 その他労働条件及び労働者の保護に関する事項

八 賃金その他労働条件及び労働者生計費に関する統計に関する事項

都道府県労働基準局は、前項各号に定める事務の外、労働基準法の施行及び労働基準官署の設置に関する準備事務を掌る。

第二条 都道府県労働基準局長の管轄区域は、都道府県の区域とし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

第三条 都道府県労働基準局を通じて、左の職員を置く。

局長

厚生事務官又は厚生技官

専任八人 一級

専任五百二十五人 二級

専任八百八十二人 三級

局長は、一及又は二級の厚生事務官又は厚生技官を以て、これに充てる。第一項の各都道府県労働基準局の職員の定員は、厚生大臣がこれを定める。

第四条 局長は、厚生省労働基準局長の指揮監督を受けて、局務を掌理し、所轄の職員を指揮監督する。

附 則

第五条 この勅令は、公布の日から、これを施行する。

第六条 工場法施行令、労働者災害扶助法施行令及び供給労働者扶助令中「地方長官」を「都道府県労働基準局長」に改める。

第七条 東京都官制一部を次のように改正する。

第一条中「専任五十一人」を「専任五十人」に、「専任二十一人」を「専任十九人」に、「専任二百九十七人」を「専任二百八十八人」に改める。

第二十四条 削除

第八条 北海道庁官制の一部を次のように改正する。

第一条中「専任四百五十七人」を「専任四百五十四人」に、「専任四十二人」を「専任三十九人」に改める。

第十六条ノ三 削除

第九条 地方官官制の一部を次のように改正する。

第一条中「専任千六百八十二人」を「専任千六百七十二人」に、「専任八百三十六人」を「専任八百三十八人」に改める。

「専任三百十八人」を「専任三百十一人」に改める。

「専任五百六十五人」を「専任四百八十人」に改める。

第三十二条 削除

第十条 都道府県等臨時職員等設置制の一部を次のように改正する。

第一条中「専任五十九人」を「専任五十一人」に、「専任二十人」を「専任十九人」に、「専任二百八十二人」を「専任二百六十六人」に改める。

第一条ノ三中「専任六十一人」を「専任五十五人」に、「専任百十七人」を「専任百十六人」に、「専任千二百七十七人」を「専任千二百六十六人」に改める。

第一条ノ四中「専任千三百三人」を

「専任九百五十五人」に、「専任四百五十五人」「専任三百八十六人」に、「専任五千八百二十二」を「専任五千五百九十人」に改める。

第十一条 この勅令施行の際現に東京都、北海道庁又は府県の職員で、厚生大臣の指定する者は、地方事務官は厚生事務官に、地方技官は厚生技官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に休職中の東京都、北海道庁又は府県の職員で厚生大臣の指

定する者は、休職のまま、前項の例により、厚生事務官又は厚生技官に任ぜられたものとする。

前二項の規定は、官吏任用の資格に関する規定の適用を妨げない。

昭和二十二年六月五日

〔三一―一五〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程の一部を次のように改正し、五月三十日から施行した。

第四十二條 職業安定局ニ左ノ五課ヲ置ク

庶務課

失業対策課

雇用安定課

補導課

資料課

第四十三條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業政策及職業関係法制ノ調査ニ関スル事項

二 公共職業安定所ノ庶務ニ関スル事項

三 職業関係職員ノ教養ニ関スル事項

四 他ノ主管ニ属セザル職業ニ関スル事項

第四十四條 失業対策課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 失業対策ニ関スル事項

二 公共事業ノ労働配置ニ関スル事項

三 公共事業ノ労働査察ニ関スル事項

四 失業應急事業ニ関スル事項

第四十五條 雇用安定課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介其ノ他雇用安定ニ関スル事項

二 労働者ノ募集ニ関スル事項

三 労働供給事業ニ関スル事項

四 職業適性及職業指導ニ関スル事項

第四十七條を第四十八條とし、以上順次繰下げる。

第四十七條 資料課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働市場二関スル事項
- 二 職業二関スル資料ノ蒐集整理關スル事項

昭和二十二年六月二日

〔三一六〕内閣に設置

一 昨十日内閣に、左の規程によつて労働省設置準備委員会を設置した。

労働省設置準備委員会規程

- 第一條 労働省設置に関する準備のために、内閣に労働省設置準備委員会を置く。
- 第二條 委員会は、会長一人、及び委員若干人を以てこれを組織する。
- 第三條 会長は、國務大臣の中から、内閣総理大臣がこれを指名する。
- 第四條 委員は、内閣総理大臣がこれを委嘱する。
- 第五條 会長は会務を総理する。
- 第六條 会長に事故があるときは、会長の指名した委員が、その業務を代理する。
- 第七條 委員は、会長の指揮を承けて庶務を整理する。
- 第七條 委員会に書記を置き、内閣総理大臣がこれを委嘱する。
- 書記は、上司の指揮を承けて庶務に従事する。

昭和二十二年八月三十一日

〔三一七〕法律第九七号

労働省設置法

- 第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て經濟の興隆と国民生活の安定とに寄与するために、労働省を設置する。
- 第二條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働に関する啓蒙宣伝、労働条件、労働者災害補償、労働者災害補償保険及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労働需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を管理する。
- 第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

労働省

- 労働基準局
- 婦人少年局
- 職業安定局
- 労働統計調査局

第四條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に関する事項
- 二 官吏の進退身分に関する事項但し、大臣が他の部局の専管に属せしめたものを除く。
- 三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 四 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに綜合・調整に関する事項
- 五 公文書類の接受、發送、編纂及び保存に関する事項
- 六 經費及び収入の予算、決算、會計及び會計の監査に関する事項
- 七 官有財産及び物品に関する事項
- 第五條 労働省においては、左の事務を掌る。
 - 一 労働組合法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。
 - 二 労働関係調整法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。
 - 三 労働に関する啓蒙宣伝に関する事項
 - 四 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの
- 第六條 労働基準局においては、左の事務を掌る。
 - 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項
 - 二 産業安全に関する事項
 - 三 労働衛生に関する事項
 - 四 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に関する事項
 - 五 労働能率の増進に関する事項
 - 六 労働者の福利厚生に関する事項
 - 七 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項
 - 八 その他労働基準法の施行に関する事項その他労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に到しないもの

第七条 婦人少年局においては、左の事務を掌る。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊の労働条件及び保護に関する事項
- 二 児童の使用禁止に関する事項
- 三 家族労働問題及び家事用人に関する事項
- 四 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項
- 五 労働者の家族問題に関する事項但し、法律に基いて他省の所管に属せしめられたものを除く。
- 六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いてその所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

第八条 職業安定局においては、左の事務を掌る。

- 一 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関する事項
- 二 失業対策に関する事項
- 三 失業保険及び失業手当に関する事項
- 四 その他職業に関する事項

第九条 労働統計調査局においては、左の事項に関する事務を掌る。

- 一 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計及び刊行
- 二 労働条件に関する定期統計及び刊行
- 三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行
- 四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行
- 五 職業に関する定期統計及び刊行
- 六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行
- 七 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済問題に関する調査及び刊行

第十条 労働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一条 労働省の部局、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十四条乃至第九条の規定にかかわらず必要があるときは政令の定めるところにより省内において部局の所管事務の一部を変更することが出来る。

第十二条 船員の労働に関する行政の重要事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働部内及び運輸省部内の関係を以つて組織する船員労働連絡会議を置く。

船員労働連絡会議について必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議してこれを定める。

附則

第十三条 この法律の施行期日は、その成立の日から二十日を超えない期間において、政令で、これを定める。

第十四条 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第一条中「勤労」を削り、「社会保険」の下に「(労働省ノ所管ニ属スル事項ヲ除ク)」を加える。

「労政局
職業安定局」
第三条中「九局」を「六局」に改め、労働基準局を削る。

第七条 削除

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第八条第一号中「国民健康保険及労働者災害扶助責任保険」を「国民健康保険」に改める。

第二十二条 削除

第十五条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第百条の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けてこの法律中女子及年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については労働基準局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

婦人少年局長は自らその指定する所属官吏をして女子及び年少者に関し労働基準局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行った監督その他に関する文書を一覧し又は閲覧せしめることができる。

第百一条第一項及び第四項並びに第百五条の規定は、婦人少年局長又はその指定する所属官吏がこの法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行う調査の場合にこれを準用する。

第百二十条第一号中「第百五条乃至第百九条」を「第百五条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。乃至第百九条)」に改め、同条第四号中「第百」条」を「第百一条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。)」に、

「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所属官吏」に改める。

昭和二十二年八月三十一日

〔三十一八〕政令第一七三号

労働省設置法施行令

第一条 労働省に左の職員を置く。

政務次官

一人 一級

次官

一人 一級

参与官

一人 一級

局長

秘書官

専任一人 二級

労働事務官

専任四人 一級

専任百十二人 二級

専任二百二十人 三級

労働技官

専任三十七人 二級

専任三十四人 三級

労働教官

専任一人 二級

労働基準監督官

専任二人 一級

専任五十人 二級

専任五十五人 三級

労働基準監督官に関するものを除く外、前項の職員の所管事項及び補職については、各省職員の例による。

第二条 前条の職員の外、内閣総理大臣は、労働大臣の申出により、関係各庁の一級又は二級の官吏の中から、事務官を命ずることができる。

第三条 省務に参与させるために、労働省に参与を置くことができる。

参与は労働大臣の申出により、関係各庁の一級官吏及び学識経験あるものの中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

学識経験ある者の中から命ぜられた参与の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合には、任期中これを解任することを妨げない。

参与は、一級官の待遇とする。但し、本官を有する者については、本官の受ける待遇による。

第四条 専門の事項を調査させるために、労働省に専門委員を置くことができる。

専門委員は、学識経験ある者の中から、労働大臣が、これを命ずる。

専門委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合には、任期中これを解任することを妨げない。

第五条 産業安全研究所に所長を置く。二級の労働技官を以て、これに充てる。

第六条 大臣官房及び各局の分課は、労働大臣がこれを定める。

各課に課長を一人置く。課長は、一級又は二級の労働事務官、労働技官又は労働基準監督官を以て、これに充てる。

課長は、上官の命を受けて課務を掌る。

附 則

第七条 この政令は、労働省設置法施行の日から、これを施行する。

第八条 厚生省官制の一部を、次のように改正する。

第十条 厚生省ニ左ノ職員ヲ置く。

厚生事務官

専任四人 一級

専任二百九十人 二級

専任千二百八十八人 三級

厚生技官

専任三人 一級

専任二千六十三人 二級

内二十八人ヲ一級ト為スコトヲ得

専任六百九人 三級

第十一条中「前條」を「第十條」に改める

第二十一條 削除

第九条 厚生部内臨時職員設置制の一部を、次のように改正する。

第四條 削除

第十条 内閣官房及び法制局職員等設置制の一部を、次のように改正する。

第八條中「六人」を「五人」に改める。

第十一条 この政令施行の際、現に厚生省職員の職にある者で、厚生省の労政局、職業安定局又は産業安全研究所に属する者は、別に辞令を發せられないときは、厚生事務官は労働事務官に、厚生技官は労働技官に、厚生教官は労働教官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この政令施行の際、現に厚生省職員の職にある者で、厚生省労働基準局に属する者又は厚生省保険局に属し、労働者災害扶助責任保険に関する事務に従事する者は、別に辞令を發せられないときは、労働大臣の指定するところにより、労働基準監督官又は労働事務官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

第十二條 この政令施行の際、現に休職中の厚生省職員で休職となった際、厚生省の労政局、職業安定局（勤労局を含む。）又は産業安全研究所に属していた者は、別に辞令を發せられないときは、休職のまま、前条第一項の例により、労働省職員に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この政令施行の際、現に休職中の厚生省職員で、休職となった際、厚生省労働基準局に属していた者又は厚生省保険局に属し労働者災害扶助責任保険に関する事務に従事していた者は、別に辞令を發せられないときは、休職のまま、前条第二項の例により、労働省職員に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

昭和二十二年八月三十一日

〔三十一九〕政令第一七四号

労働基準監督機関官制

第一条 労働省設置法施行令第一条に規定する職員のうち、労働基準局の職員の定員

は、次の通りとする。

労働基準監督官

専任二人 一級

専任五十四人 二級

専任六十一人 三級

労働事務官

専任二人 二級

専任二十二人 三級

第二条 労働省労働基準局長は、一級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

第三条 都道府県労働基準局は、労働基準法第百条第三項に規定する事項の外、次に掲げる事項を掌る。

一 労働者災害補償保険法の施行に関する事項

二 労働能率の増進に関する事項

三 労働者の福利厚生に関する事項

四 貸金その他労働条件及び労働者生計費に関する統計に関する事項

都道府県労働基準局長は、前項第四号に掲げる事項のうち、労働省労働統計調査局の所掌に係る事項については、労働省労働統計調査局長の指揮監督を受けるものとする。

第四条 都道府県労働基準局の位置は、都道府県庁の所在地とする。但し、やむを得ない事由がある場合には、労働大臣が別にその位置を定めることができる。

都道府県労働基準局の管轄区域は、都道府県の区域とし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

第五条 都道府県労働基準局の職員は、通じて、次の通りとする。

労働基準監督官

専任八人 一級

専任三百八十九人 二級

専任六百七十五人 三級

労働事務官

専任八人 二級

専任四百六十一人 三級

各都道府県労働基準局の職員は、労働大臣が予算の範囲内でこれを定める。
第六条 都道府県労働基準局長は一級又は二級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

第七条 労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域は、労働大臣が命令でこれを定める。

第八条 労働基準監督署の職員の定員は、通じて、次の通りとする。

労働基準監督官

専任六百七十一人 二級

専任六百二十人 三級

労働事務官

専任五百八十六人 三級

各都道府県労働基準局の管轄区域内における労働基準監督署の職員の定員の総数は、労働大臣が予算の範囲内でこれを定める。

各労働基準監督署の職員の定員は、労働省労働基準局長の承認を経て、都道府県労働基準局長がこれを定める。

第九条 労働基準監督署長は、二級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

第十条 三級の労働基準監督官の任用及び叙級は、労働基準監督官試験に合格した者について、これを行う。

第十一条 労働基準監督官試験に関する事務は、労働基準監督官試験委員がこれを管掌する。

労働基準監督官試験委員は、労働大臣の監督に属する。

第十二条 労働基準監督官試験は、毎年一回以上これを行う。その期日及び場所は、予め官報その他の方法により、これを公告する。

第十三条 労働基準監督官試験は、筆記試験及び口述試験とする。

第十四条 筆記試験は、次の六科目について、これを行う。

一 憲法

二 労働基準法

三 産業安全

四 労働衛生

五 外国語、世界歴史、民法、刑法、行政法、労働法、経済学、企業経営論、心理学、社会政策、保険学、統計学、数学、機械工学、電気工学、化学、土木工学、建築学、採鉱冶金学、生理学、病理学、衛生学及び薬学のうちより、受験者が予め選択する二科目

外国語及び労働法の範囲は、労働大臣がこれを定める。

第十五条 口述試験は、前条第一項第一号乃至第四号に掲げる科目のうちより、受験者

が予め選択する二科目についてこれを行い、併せて労働基準監督官としての一般的適性を考查する。

第十六条 旧専門学校令による専門学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有する者で、一年以上労働行政、労務管理、労働関係、産業安全又は労働衛生に関する業務に従事した経験のある者に対しては、労働基準監督官試験委員の議を経て、労働基準監督官試験の一部を免除することができる。

第十七条 労働基準監督官試験の合格者は、労働基準監督官試験委員の議定する方法によって、これを定める。

第十八条 労働基準監督官試験の細則及び労働基準監督官試験委員に関する事項は、労働大臣がこれを定める。

第十九条 二級の労働基準監督官の任用及び叙級は、三年以上三級の労働基準監督官の職にあった者について、これを行う。

第二十条 一級の労働基準監督官の任用及び叙級は、八年以上二級の労働基準監督官の職にあった者について、これを行う。

第二十一条 一級又は二級の労働基準監督官の任用及び叙級は、前二条の規定にかかわらず、官吏任用叙級令の規定によって一級又は二級の事務官吏又は技能官吏となる資格のある者であつて、労働基準監督官試験に合格した者について、これを行うことができる。

第二十二条 労働基準監督官の任免、叙級等の身分上の事項に関する手続については、一般官吏の例による。

第二十三条 都道府県労働基準局又は労働基準監督署に属する三級の労働事務官の任免、叙級等の身分上の事項に関する事項は、都道府県労働基準局長がこれを行う。

第二十四条 労働基準委員会は、労働大臣の所轄に属し、労働省に置く労働基準委員会は中央労働基準委員会、都道府県労働基準局に置く労働基準委員会は地方労働基準委員会という。

地方労働基準委員会には、当該都道府県労働基準局の名を冠する。

第二十五条 中央労働基準委員会の委員は、二十一人とし、労働大臣がこれを委嘱する。

地方労働委員会の委員は、十五人とし、都道府県労働基準局長がこれを委嘱する。

第二十六条 労働基準委員会の委員の任期は、一年とする。
委員が衆議院議員選挙法第六条の規定により被選挙権を有しなくなった場合、労働基準委員会に出席することができなくなった場合又は労働基準委員会の決議によ

る議事その他に関する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解嘱することができる。但し、委員が労働基準委員会の決議による議事その他に関する定にしばしば違反したことを理由として解嘱する場合には、当該委員を除く他の委員の同意を得なければならない。

委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十七条 労働基準委員会に会長を置く。会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選挙された者が、会長の職務を代理する。

第二十八条 労働基準委員会は、会長が委員に対し適当な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

労働基準委員会は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三分の一以上が出席しなければ、議事を聞き議決をすることができない。

労働基準委員会の会長は、労働大臣又は都道府県労働基準局長の求があつた場合には、一週間以内に労働基準委員会を招集しなければならない。

第二十九条 労働基準委員会に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、会長の同意を得て、労働大臣又は当該都道府県労働基準局長がこれを委嘱する。

幹事は会長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第三十条 関係官吏は、会長の許可を受けて会議に出席し、意見を述べることができ

る。

第三十一条 労働基準委員会の委員、幹事若しくは書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十二条 労働基準監督官分限委員会は、労働大臣の所轄に属し、九人の委員でこれを組織する。

労働基準監督官分限委員会の委員は、中央労働基準委員会の労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の中から各別に互選された者について各々一人、一級、二級及び三級の労働基準監督官の中から各々一人並びに官吏分

限令の適用を受ける一般官吏の中から三人を、労働大臣が委嘱する。

第三十三条 労働基準監督官分限委員会に会長を置く。会長は、中央労働基準委員会の公益を代表する委員の中から委嘱された委員がこれにあたる。

会長に事故がある場合には、労働大臣の指定する委員が会長の職務を代理する。

第三十四条 労働基準監督官分限委員会は、委員の三分の二以上又は中央労働基準委員会の委員の中から委嘱された委員、労働基準監督官の中から委嘱された委員及び一般官吏の中から委嘱された委員各々一人以上が出席しなければ、議事を聞き議決をすることができない。

労働基準監督官分限委員会の会長は、労働大臣の求があつた場合には、五日以内に、労働基準監督官分限委員会を招集しなければならない。

第三十五条 第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条第一項及び第三項並びに第二十九条乃至第三十一条の規定は、これを労働基準監督官分限委員会に準用する。

附則

第三十六条 この政令は、昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

第三十七条 都道府県労働基準局官制は、これを廃止する。

(編注 以下略)

昭和二十二年九月一日

(三二〇) 官報彙報

労働省分課規程

労働省分課規程を次のように制定する。(一日より施行)

労働省分課規程

第一条 大臣官房に左の三課を置く。

秘書課

総務課

會計課

第二条 秘書課においては左の事項を掌る。

一 官吏の進退身分及賞罰に関する事項

二 官吏の服務に関する事項

三 恩給に関する事項

四 叙位叙勲及褒章に関する事項

- 五 儀式礼典に関する事項
- 六 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 七 機密に関する事項

前項第一号及び第二号については、大臣が他の部局の専管に属せしめたものを除く。

第三条 総務課においては左の事務を掌る。

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査審議企画一般に関する事項
- 二 所管行政に必要な資料に関する事項
- 四 所管行政の考査一般に関する事項
- 五 文書の接受、発送、編纂及び保存に関する事項
- 六 成案文書の審査及び進達に関する事項
- 七 官報掲載に関する事項
- 八 各局課の主管に属しない事項

第四条 会計課においては左の事務を掌る。

- 一 経費及び諸収入の予算決算並びに会計に関する事項
- 二 会計の監査に関する事項
- 三 国有財産及び物品に関する事項
- 四 営繕に関する事項
- 五 省中取締に関する事項
- 六 用人の進退及び監督に関する事項
- 七 労働省職員共済組合に関する事項
- 第五条 大臣官房に審査委員を置く。
- 第六条 審査委員は、法令その他重要な事項を審査する。
- 第六条 労政局に左の三課を置く。

労政課

労働組合課

労働教育課

第七条 労政課においては左の事務を掌る。但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。

- 一 労働組合及び労働関係に関する労働行政の企画及び調整に関する事項

- 二 労働組合法及び労働関係調整法に基く行政庁の職権に関する事項
- 三 労働組合及び労働関係に関する法令の調査研究に関する事項
- 四 労働組合法及び労働関係に関する行政に従事する職員の任免及び監督の一般的基準に関する事項
- 五 労働組合法及び労働関係調整法の施行に関し法令の定めるところによる同委員会の職務に対する援助及び協力に関する事項
- 六 その他の所管に属しない労働に関する事項

第八条 労働組合課においては左の事務を掌る。但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項及び同委員会に繋属中の労働争議に関する情報の蒐集分析を行うことを妨げるものではない。

- 一 労働協約及び労働協約の実施に関する情報及び資料の蒐集、分析に関する事項
- 二 労働組合、労働組合同規約並に労働組合の組織及び活動に関する情報の蒐集、分析に関する事項
- 三 使用者団体及びその活動及び規約に関する情報の蒐集、分析に関する事項
- 四 団体交渉及び労働協約並びに労働組合、使用者団体及びその活動に関する資料の教育及び啓蒙のための利用促進についての一般方策の樹立に関する事項

第九条 労働教育課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合及び労働関係に関する教育及び啓蒙のための資料の整備及び啓蒙に関する事項
- 二 前号に掲げるものの外労働組合及び労働関係に関する教育及び啓蒙に関する事項
- 三 労働組合及び労働関係に関する行政に従事する職員の教養訓練に関する事項
- 四 労働組合、使用者団体の行う労働教育その他の労働に関する民主的活動助成に関する事項

第十条 労働基準局に左の六課を置く。

監督課

労災保険課

安全課

衛生課

給与課

鉱山課

第十一条 監督課においては左の事務を掌る。

- 一 工場其の他施設における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項
- 二 一般労働者の労働条件に関する事項
- 三 労働者の福利厚生に関する事項

四 労働基準法の施行に関する事務に従事する職員の教養訓練に関する事項

五 労働基準官署の指揮監督の総合調整及び人參、予算その他事務に関する事項

六 その他他の主管に属しない労働基準法の施行に関する事項

其の他労働条件及び労働者の保護に関する事項

第十二条 労災保険課においては左の事務を掌る。

一 労働者災害補償に関する事項

第十三条 安全課においては左の事務を掌る。

- 一 産業安全及び災害予防に関する事項
- 二 労働能率の増進に関する事項
- 三 公害の防止に関する事項

第十四条 衛生課においては左の事務を掌る。

- 一 労働環境・衛生に関する事項
- 二 職業病其の他職業疾患に関する事項
- 三 労働者の保険に関する事項
- 四 その他労働衛生に関する事項

第十五条 給与課においては左の事務を掌る。

- 一 賃金、給料其の他給与に関する政策の樹立運営に関する事項
- 二 労働基準法中賃金、給料その他給与に関する規定の制定、改廃及び解釈その他施行に関する事項
- 三 賃金委員会に関する事項
- 四 公共事業労働者の賃金に関する事項
- 五 賃金、給料その他給与に関する雇用主及び労働者に対する援助助言に関する政策の樹立運営に関する事項
- 六 労働者用物資に関する事項

第十六条 鉱山課においては左の事務を掌る。

- 一 鉱山における労働条件及び労働者の保護に関する監督及び鉱山労働者に特殊の労働条件に関する事項。但し、賃金、給料その他給与に関する事項を除く。
- 二 鉱山における産業安全、災害予防、労働能率の増進及び公害の防止に関する事項
- 三 鉱山労働者用物資に関する事項
- 第十七条 婦人少年局に左の三課を置く。
婦人労働課
年少労働課
婦人課
- 第十八条 婦人労働課においては左の事務を掌る。
一 労働基準法中女子に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項
二 労働基準法中女子に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関する事項
三 家族労働問題及び家事用人に関する事項
四 婦人労働者問題に関する調査に関する事項
五 婦人労働者問題に関するラジオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関する事項
六 局中他課と連絡して行う地方駐在職員に対する一般的指揮監督及び統轄に関する事項
七 その他婦人労働者に特殊の問題に関する事項
第十九条 年少労働課においては左の事務を掌る。
一 労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項
二 労働基準法中年少者に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関する事項
三 児童の使用禁止及びその規定に関する事項
四 年少労働者問題に関する調査に関する事項
五 年少労働者に関するラジオ、映画その他による刊行発表の資料整備に関する事項
六 その他年少労働者に特殊の問題に関する事項

第十七条 婦人労働課においては左の事務を掌る。

- 一 鉱山における労働条件及び労働者の保護に関する監督及び鉱山労働者に特殊の労働条件に関する事項。但し、賃金、給料その他給与に関する事項を除く。
- 二 鉱山における産業安全、災害予防、労働能率の増進及び公害の防止に関する事項
- 三 鉱山労働者用物資に関する事項
- 第十七条 婦人少年局に左の三課を置く。
婦人労働課
年少労働課
婦人課
- 第十八条 婦人労働課においては左の事務を掌る。
一 労働基準法中女子に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項
二 労働基準法中女子に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関する事項
三 家族労働問題及び家事用人に関する事項
四 婦人労働者問題に関する調査に関する事項
五 婦人労働者問題に関するラジオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関する事項
六 局中他課と連絡して行う地方駐在職員に対する一般的指揮監督及び統轄に関する事項
七 その他婦人労働者に特殊の問題に関する事項
第十九条 年少労働課においては左の事務を掌る。
一 労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項
二 労働基準法中年少者に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関する事項
三 児童の使用禁止及びその規定に関する事項
四 年少労働者問題に関する調査に関する事項
五 年少労働者に関するラジオ、映画その他による刊行発表の資料整備に関する事項
六 その他年少労働者に特殊の問題に関する事項

第二十条 婦人課においては左の事務を掌る。

一 婦人の地位向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いてその所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

二 労働者の家族問題に関する事項。但し、法律に基いて他省の所管に祠せしめられたものを除く。

三 婦人の地位向上その他婦人問題及び労働者の家族問題に関するラジオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関する事項

第二十一条 職業安定局に左の五課及び一室をおく。

庶務課

失業対策課

雇用安定課

職業補導課

労働市場調査課

監察室

第二十二条 庶務課においては左の事務を掌る。

一 職業安定に関する法令の調査及び企画に関する事項

二 都道府県及び公共職業安定所の予算に関する事項。但し、職業補導計画の予算を除く。

三 公共職業安定所の人事その他の庶務に関する事項

四 職業安定行政に従事する職員の教養訓練に関する事項

五 職業安定諮問委員会に関する政策の樹立運営に関する事項

六 他の所管に属しない職業安定に関する事項

第二十三条 失業対策課においては左の事務を掌る。

一 失業者のための雇用機会造出に関する企画についての経済安定本部その他の官庁との連絡に関する事項

二 失業対策に関する政策の樹立に関する事項

三 失業対策としての公共事業に関する政策の樹立運営に関する事項

四 公共事業における失業者の募集政策の樹立に関する事項

五 公共事業における失業者吸収及び就労状況の査察に関する事項

六 失業保険及び失業手当に関する政策の樹立運営に関する事項

七 失業応急事業その他前各号に関連する失業救済措置に関する事項

第二十四条 雇用安定課においては左の事務を掌る。

一 公共職業紹介業務の企画運営に関する事項

二 重要産業における労働者募集計画の企画及び監督に関する事項

三 地方及び都道府県の労働移動及び職業開拓に関する政策の樹立及び行政の運営に関する事項

四 民間職業紹介事業及び労働者募集事業の許可及び監督に関する政策の樹立及び行政の運営に関する事項

五 有料労務供給事業の禁止並びに無料労務供給事業の許可及び監督に関する事項

六 公共職業安定所における職業指導、職業適性検査その他職業相談計画の樹立に関する事項

七 雇用に関する使用主への援助助言に関する政策の樹立運営に関する事項

第二十五条 職業補導課においては左の事務を掌る。

一 職業補導計画（共同作業施設を含む、以下同じ。）の樹立及び監督に関する事項

二 職業補導計画の実施に関する基準の設定その他必要な援助に関する事項

三 職業補導に関する他の官庁との連絡に関する事項

四 職業補導に関する使用主への技術的援助に関する事項

第二十六条 労働市場調査課においては左の事務を掌る。

一 局内における統計調査方法の調整及び労働統計調査局その他関係統計調査部局との連絡に関する事項

二 局内における統計報告の企画及び統制に関する事項

三 労働市場調査及び職業分析に関する計画及び方法の樹立に関する事項

四 労働市場調査、職業分析その他の報告に関する事務に従事する都道府県及び公共職業安定所の職員の教養訓練についての援助に関する事項

五 労働市場調査、職業安定行政及び職業安定事業に関する全国的資料の集計、分析及び刊行に関する事項

六 失業保険に関する統計的調査の企画及び援助に関する事項

七 職業補導に関する統計的調査の企画及び援助に関する事項

第二十七条 監察室においては公共職業安定所の監察に関する事項を掌り、その事務は、職業安定局長が、これを掌握する。

監察室に公共職業安定所監察員（以下監察員という。）を置き、職業安定局に勤務する二級の労働事務官又は労働技官の中から、労働大臣が、これを命ずる。

監察員は、公共職業安定所における第一線行政が中央の定めた基準及び政策に一致して運営されて居るかどうかの実地について、その業務の執行状況を査察することを本旨とし、兼ねて綱紀の張弛を検明するものとする。

職業安定局長は、監察室の庶務に従事させるために、職業安定局に勤務する三級の労働事務官の中から監察室付を命ずる。

第二十八条 労働統計調査局に左の四課を置く。

庶務課

雇用統計調査課

賃金調査課

労働経済課

第二十九条 庶務課においては左の事務を掌る。

一 局中及び省の内外における統計調査の企画及び連絡調整に関する事項

二 統計調査に関し外国労働関係機関との連絡及び情報の交換に関する事項

三 国内及び国外の労働立法、労働行政、労働機構その他労働問題に関する資料の蒐集、分類、分析に関する事項

四 労働経済及び労働統計調査に関する定期及び特別の刊行に関する事項

五 労働に関する統計調査の新聞発表その他公表に関する事項

六 労働統計調査に従事する職員の教養訓練に関する事項

七 労働に関する統計調査の現業官署及び職員の査察に関する事項

第三十条 雇用統計調査課においては左の事務を掌る。

一 雇用及び失業に関する定期統計の蒐集、整理、集計に関する事項

二 全国にわたる雇用、失業及び労働力の分析に関する事項

三 労務異動、欠勤率及び採用解雇に関する人事関係事項の分析に関する事項

四 その他前三号に関係ある調査に関する事項

第三十一条 賃金調査課においては左の事務を掌る。

一 賃金、給料その他給与に関する定期統計の蒐集、整理、分析に関する事項

二 賃金構成の研究に関する事項

三 生産コストとしての賃金に関する調査に関する事項

四 その他給与に関する統計調査に関する事項

第三十二条 労働経済課においては八の事務を掌る。

一 労働者の生計費及び家計費に関する定期統計の蒐集、整理、分析に関する事項

二 労働者生活水準に関する定期統計に関する事項

三 消費組合その他共同購入制に関する統計調査に関する事項

四 その他前三号に関係ある統計調査に関する事項

五 安全、災害及び労働衛生並に労働者災害補償その他労働条件に関する報告、統計の整理、分析に関する事項

六 労働組合、労働争議その他労働関係に関する報告、統計の整理、分析に関する事項

七 労働時間に関する資料の整理、分析に関する事項

八 他局の所管に属しない労働に関する長期の調査計画の樹立に関する事項

九 関係局との協力による前号の調査計画の企画及び実施に関する事項

昭和二十二年九月三日

〔三―二一〕労働省労政局決定

労働者教育諮問委員会設置要綱

労働運動の健全なる発展を期するためには、関係労働者に対し、労働問題に関する教育の普及徹底を図ることが緊要である。よって左の要領により労働者教育諮問委員会を設け、関係者の意見を民主的に聴取尊重しこれに関する労働省の施策の樹立遂行に遺憾なきを期するものとする。

第一、構成

一、委員

委員は十四名とし、内七名は関係労働組合の推薦により、七名は学識経験者中より労働大臣がこれを委嘱する。

二、会長

委員会に会長を置く。会長は労働大臣を以て充てる。会長は会務を総理する。

三、常任委員

委員会に常任委員若干名を置く。常任委員は委員がこれを互選する。常任委員は、常時会長を補佐し会務を処理する。

第二、審議事項

委員会は労働者の教育に関する施策につき労働大臣より諮問した事項を審議し、答申するものとする。

前項の外委員会は労働者の教育に関し労働大臣に意見を建議することが出来る。

第二、運 営

一、召 集

委員以会は会長がこれを召集する。

二、決 議

議事は出席委員の多数決によってこれを決定する。

決議には委員の要求があつたとき、その他会長が必要と認めるときは、少数意見を附するものとする。

三、意見の開陳

関係官吏は会議に出席し、その意見を述べることが出来る。

四、その他

その他委員会の運営につき必要な細目事項は会長が委員会に諮つてこれを決定する。

『行政二』

昭和二十二年九月八日

〔三一―二二〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程の一部を次のように改正して、九月一日から施行した。

第二十五条第二号中「但シ職業安定局所管ニ属スルモノヲ除ク」を削る。

第三十条乃至第四十七条及び第五十条第二号を削り、同条第三号を第一号とし、

同号中「及労働者災害扶助席に保険特別会計」を削る。

第四十八条を第三〇条とし、以下順次繰り下げる。

昭和二十二年一〇月三十一日

〔三一―二三〕政令第二二〇号

技能者養成委員会官制

第一条 技能者養成委員会は、労働大臣の監督に属し、その諮問に依りて、労働基準法（以下法という。）第七十条の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者

の養成に関する重要事項を調査審議する。

第二条 技能者養成委員会の委員は、十五人とする。

第三条 技能者養成委員会の委員の任期は、一年とする。

委員が衆議院議員選挙法第六条の規定により被選挙権を有しなくなった場合、技能者養成委員会に出席することができなくなった場合又は技能者養成委員会の決議による議事その他に関する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解雇することができる。但し、委員が技能者養成委員会の決議による議事その他に関する定にしばしば違反したことを理由として解雇する場合には、当該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならない。

委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 技能者養成委員会に会長を置く。会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選挙された者が、会長の職務を代理する。

第五条 技能者養成委員会は、会長が委員に対して適当な方法で通知をしてこれを召集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

技能者養成委員会は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

技能者養成委員会の会長は、労働大臣の求があつた場合は、一週間以内に技能者養成委員会を召集しなければならない。

第六条 技能者養成委員会は、その議決によつて、専門委員会を設けることができる。

専門委員会は、特定の技能者の養成に関する事項について、技能者養成委員会の所掌事項を分掌し、その意見を技能者養成委員会に提出するものとする。

専門委員会は、その任務が終了した場合は、技能者養成委員会の議決によつてこれを廃止する。

専門委員会の専門委員の数は、一専門委員会につき九人以内とし、その委嘱については、法第七十四条第二項の規定を準用する。

第七条 第三条第二項、第四条並びに第五条第一項及び第二項の規定は、これを専門委員会及び専門委員に準用する。

第八条 関係官吏は、会長の許可を受けて技能者養成委員会又は専門委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第九条 技能者養成委員会に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、関係各面の官吏の中から、労働大臣がこれを命ずる。

幹事は、会長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第十条 技能者養成委員会の委員、専門委員、幹事若しくは書記又はこれらの職におつた者は、その職務上知り得た他人の業務に関する秘密を漏らしてはならない。

附則

この政令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

昭和二十二年十一月二十九日

〔三一二四〕官報彙報

労働省分課規程中改正

労働省分課規程の一部を次のように改正して、十一月二十二日から施行した。

第二十一条 職業安定局に左の六課及び一室を置く。

庶務課

失業対策課

失業保険課

雇用安定課

職業補導課

労働市場調査課

観察室

第二十三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二十三条の二 失業保険課においては左の事務を掌る。

一 失業保険及び失業手当に関する事項

二 失業保険その他これに関連する事項に関する法令の調査及び企画に関する事項

三 失業保険特別会計に関する事項

昭和二十三年四月二十八日

〔三一二五〕政令第九一号

労働省設置法施行令の一部改正

第一条 労働省設置法施行令の一部を、次のように改正する。

第一条第一項労働事務官の部中「専任百二十五人 二級」を「専任百二十七人

二級」に、「専任三百六十六人 三級」を「専任三百六十九人三級」に、同条同項勞

働基準監督官の部中「専任五十四人 二級」を「専任六十二人 二級」に、「専任六

十一人 三級」を「専任六十二人 三級」に改める。

第二条 労働基準監督機関官制の一部を、次のように改正する。

第一条労働基準監督官の部中「専任五十四人 二級」を「専任六十二人 二級」に、「専任六十一人 三級」を「専任六十二人 三級」に、同条労働事務官の部中「専

任二人 二級」を「専任四人 二級」に、「専任二十二人 三級」を「専任二十五人

三級」に改める。

第五条中第一項労働基準監督官の部中「専任三百八十九人 二級」を「専任四百

八十二人 二級」に、「専任六百七十五人 三級」を「専任六百八十八人 三級」に、

同条同項労働事務官の部中「専任五百九十九人 三級」を「専任六百二十九人 三

級」に改める。

第八条第一項労働基準監督官の部中「専任六百二十人 三級」を「専任七百四十

六人 三級」に、同条同項労働事務官の部中「専任八百七十五人 三級」を「専任

九百三十八任三級」に改める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年七月一日

〔三一二六〕労働省訓令第十号

労働安定組織における監察に関する件

職業安定組織における監察に関する件を次のように定める。

職業安定組織における監察に関する件

第一条 都道府県及び公共職業安定所における職業安定行政の監察を掌らせるために、

労働省職業安定局に中央監察官を、公共職業安定所における職業安定行政の監察を

掌らせるために、都道府県に地方監察官を置く。

第二条 中央監察官は、労働省職業安定局に勤務する二級の労働事務官の中から、労働大臣がこれを命じ、地方監察官は、都道府県職業安定主務課に勤務する二級又は三級の地方事務官の中から、都道府県知事がこれを命ずる。

第三条 監察は、都道府県又は公共職業安定所における職業安定行政が国の定めた政策及び基準に合致して行われているかどうかを实地について査察検明することを本旨とする。

第四条 中央監察官は、左に掲げる職務を行う。

一 都道府県における職業安定行政の執行状況をその实地について監察すること
二 地方監察官に対し、その職務遂行を円滑にさせるために必要な資料の提供、その他の援助を与えること

三 地方監察官から必要な監察報告を徴し、公共職業安定所における職業安定行政の執行状況を常時的確に把握すること

四 必要に応じ、公共職業安定所における職業安定行政の執行状況を实地について監察すること

第五条 地方監察官は、その所属する都道府県内の公共職業安定所における職業安定行政の執行状況を、その实地について監察することを職務とする。

第六条 中央監察官及び地方監察官は、監察の計画を定め、それぞれ労働大臣又は都道府県知事の承認を得たのち監察を行い、監察を終えたときにその結果を報告するものとする。

第七条 監察官の職務の分担その他監察官の職務執行について必要な事項は、労働省職業安定局長がこれを定める。

附則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年八月一六日

〔三一―二七〕官報彙報

労働省分課規程の一部改正

労働省分課規程の一部を次のように改正し、昭和二十三年八月十三日からこれを施行した。

第十条中「六課」を「七課」とし、「監督課」の前に「庶務課」を加え、「労災保険課」を「労災補償課」に、「衛生課」を「労働衛生課」に改める。

第十条の二 庶務課においては左の事務を掌る。

一 労働基準官署の人事、予算、庁舎その他の政務に関する事項
二 労働基準監督官試験に関する事項

三 労働基準法の施行に関する事務に従事する職員の教養訓練に関する事項
四 労働基準監督官分限委員会に関する事項
五 その他他の所管に属しなし事項

第十一条 監督課においては、左の事務を掌る

一 工場事業場の監督に関する事項
二 一般労働者の労働条件に関する事項
三 労働者の福利厚生に関する事項

四 工場事業場の監督に関し労働基準官署に対する指揮監督に関する事項及びその他の事項に関し労働基準官署に対する指揮監督の総合調整に関する事項

五 労働時間、休憩、休日、年次有給休暇等他の所管に属しない労働基準法の施行に関する事項その他労働条件及び労働者の保護に関する事項

六 労働基準委員会に関する事項
第十二条中「労災保険課」を「労災補償課」に改める。

第十四条中「衛生課」を「労働衛生課」に改める。

昭和二十三年一〇月二六日

〔三一―二八〕官報彙報

労働省分課規程の一部改正

労働省において労働省分課規程の一部を次のように改正し、昭和二十三年十月十九日からこれを施行する。

第六条 労政局に左の四課を置く。

庶務課

労働法規課

労働組合課

労働教育課

第六条の二 庶務課においては左の事務を掌る。

一 労政局の庶務に関する事項
二 労政に従事する職員の任免に関する事項

- 三 労政に従事する職員の教養訓練に関する事項
 - 四 労政に養する予算に関する事項
- 第七条 労働法規課においては左の事務を掌る。

- 一 労政に関する一般的企画及び調整に関する事項
- 二 労政及び労働関係の調整に関する法令の調査及び研究に関する事項
- 三 労働組合法及び労働関係調整法に定められた行政庁の職権の行使に関する事項
- 四 労働委員会が法令の定めるところにより独立して行う職務以外の職務に対する管理及び労働委員会に対する援助及び協力に関する事項

第八条 労働組合課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合の組織運営及び活動に関する資料の蒐集及び分析に関する事項
- 二 団体交渉、労働協約及び労働協約の運営に関する資料の蒐集及び分析並びに指導に関する事項
- 三 使用者及び使用者団体の活動に関する資料の蒐集及び分析並びに指導に関する事項
- 四 労働組合の共済福祉に関する企画及びその実施に関する事項

第九条 労働教育課においては左の事務を掌る。

- 一 労働運動に関する教育及び啓蒙に関する事項
- 二 労働運動に関する教育及び啓蒙のための資料の整備及び刊行に関する事項
- 三 労働組合、使用者団体の行う労働教育及びその他の労働に関する自主的活動の助成に関する事項

昭和二十三年一月一日

〔三十二九〕労働省令第三四号

身体障害者公共職業補導所の設置

職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第二十七条第二項の規定に基き、身体障害者公共職業補導所を次のように設置した。

名 称	位 置	設置年月日
東京身体障害者	東京都北多摩郡	昭和二十三年
公共職業補導所	小平町小川二二六四	八月一日
大阪身体障害者	堺市旭ヶ丘	昭和二十三年
公共職業補導所	二九五	四月一日

福岡身体障害者 小倉市三萩野 同
公共職業補導所 一〇六五

昭和二十三年一月一日

〔三十三〇〕政令第三四九号

職業安定連絡委員会令

内閣は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第五十三条の規定を実施するため、この政令を制定する。

第一条 職業安定法第五十三条の規定に基き、労働省に、職業安定連絡委員会（以下委員会という。）を設置する。

2 委員会は、労働大臣の監督に属する。

第二条 委員会においては、左に掲げる事項を行う。

- 一 職業紹介、職業指導、職業補導及び労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の連絡調整を図ること。
 - 二 國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議すること。
 - 三 その他前二号に関連して、労働大臣が必要と認める事項。
- 2 委員会は、職業安定機関その他の関係官庁の行政に關與するものでない。
- 第三条 委員会は、会長副会長各一人及び委員三十人以内で組織する。
- 2 会長は、労働大臣をもって充てる。
- 3 副会長は、労働省職業安定局長をもって充てる。
- 4 委員は、労働省内及び関係官庁部内の一級又は二級の官吏の中から、労働大臣が命じ、又は委嘱する。

第四条 委員会は、三箇月に一回以上、会長が招集する。

第五条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第六条 委員会の庶務は、労働省職業安定局においてつかさどる。

第七条 この政令に定めるものを除く外、委員会に關して必要な事項は、労働大臣が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十四年五月三十一日

〔三一三一〕法律第一六二号

労働省設置法改正

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 本省

第一節 内部部局（第五条―第十条）

第二節 附属機関（第十一条―第十三条）

第三節 地方支分部局（第十四条―第十九条）

第一款 都道府県労働基準局（第十五条・第十六条）

第二款 労働基準監督署（第十七条）

第三款 公共職業安定所（第十八条・第十九条）

第三章 外局（第二十条）

第四章 職員（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、労働省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二号）第三条第二項の規定に基いて、労働省を設置する。

2 労働省の長は、労働大臣とする。

（労働省の任務）

第三条 労働省は、労働者の福祉と職業の確保とを図り、もって経済の興隆と国民生活の安定とに寄与するために、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓蒙、宣伝

二 労働条件の向上及び労働者の保護

三 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整

四 職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整

五 失業対策

六 労働統計調査

七 前各号に掲げるものを除く外、労働者の福祉の増進及び職業の確保

八 労働者災害補償保険事業

九 失業保険事業

（労働省の権限）

第四条 労働省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するために、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従ってなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資料等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 労働省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を与え、又はその許可を取り消すこと。

十四 都道府県知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

十五 労働協約を、二以上の都道府県にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

十六 特別労働委員会の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

- 十七 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府県知事の職務を、行政官庁をして行わせること。
- 十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。
- 十九 公益事業等に関する労働争議につき、労働委員会に調停を請求する都道府県知事の職権を、自ら行い、若しくはその指定する都道府県知事をして行わせ、又は労働大臣の職権をその指定する都道府県知事をして行わせること。
- 二十 公共企業体の職員に関する労働組合について、その資格に関する決定又は規約の変更を行い、及びその組合の解散を裁判所に申し立てること。
- 二十一 日本国有鉄道及び日本専売公社の労働関係に関し、それぞれ国有鉄道調停委員会及び専売公社調停委員会に調停の請求をすること。
- 二十二 公共企業体仲裁委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求めること。
- 二十三 公共企業体仲裁委員会に仲裁の請求をすること。
- 二十四 労働に関する団体の役員への就職を禁止される者の範囲を定め、又はその禁止を免除すること。
- 二十五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基いて、臨検、尋問、許可、認可、認定、審査又は仲裁を行うこと。
- 二十六 一定の事業又は職業に従事する労働者について、最低賃金を定めること。
- 二十七 特に危険な作業を必要とする機械及び器具の性能検査をすること。
- 二十八 使用者に対して、安全管理及び衛生管理者の増員又は解任を命ずること。
- 二十九 労働者の安全及び衛生に必要があると認める場合において、特定の事業における建設物等の工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずること。
- 三十 労働者を就職させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合において、使用者及び労働者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要事項を命ずること。
- 三十一 労働契約が未成年者に不利であると認める場合において、将来に向つてこれを解除すること。
- 三十二 労働者の災害補償に関し、審査又は仲裁のために必要があると認める場合

- において、医師に診断又は検案をさせること。
- 三十三 法令又は労働協約にてい、触する就業規則の変更を命ずること。
- 三十四 労働基準法の施行に関して、使用者又は労働者に必要な事項について報告又は出頭することを要求すること。
- 三十五 労働者災害補償保険の任意適用事業の事業主が保険加入又は脱退の申込をした場合に、これに承諾を与えること。
- 三十六 労働者災害補償保険の保険料を徴収すること。
- 三十七 労働者災害補償保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして、報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。
- 三十八 有料で又は営利を目的として美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業について行う職業紹介事業及び無料の職業紹介事業に許可を与えること。
- 三十九 文書以外の方法により行う労働者の募集に許可を与えること。
- 四十 文書により行う労働者の募集に関し、募集地域又は募集時期について、制限をすること。
- 四十一 労働組合法による労働組合の行う無料の労働者供給事業に許可を与えること。
- 四十二 労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、労働条件等職業安定に関し、必要な報告を求めること。
- 四十三 職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、事業又は業務に関する報告を求めること。
- 四十四 失業保険の任意適用事業の事業主が包括加入又は包括脱退の申請をした場合に、これを許可すること。
- 四十五 失業保険の保険料を徴収すること。
- 四十六 失業保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして必要な報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。
- 四十七 失業対策事業について、事業の開始又は停止の時期等を定めること。
- 四十八 公共事業又は失業対策事業の事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に関し、必要な報告をさせること。
- 四十九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、労働省に属せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五条 本省に、大臣官房及び左の四局を置く。

労働政局

労働基準局

婦人少年局

職業安定局

2 大臣官房に労働統計調査部を置く。

(大臣官房の事務)

第六条 大臣官房においては、労働省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 行政の考査を行うこと。
- 九 渉外事務に関すること。
- 十 公報に関すること。
- 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十二 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十三 労働条件に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十四 賃金、給料その他給与に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十五 労働者生計費に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十六 職業に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十七 内外労働事情に関する資料の収集、整理、分析を行い、その結果を刊行すること。
- 十八 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済問題に関する調査を行い、その結

果を刊行すること。

十九 前各号に掲げるものの外、労働省の所掌事務で、他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

2 労働統計調査部は、前項第十二号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

(労働局の事務)

第七条 労働局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第六条、第八条、第十五条、第二十四条（第三十一条の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条、第二十九条及び第三十三条第二項に規定する事務、労働組合法施行令（昭和二十一年勅令第百八号）第三十六条第三項から第五項までに規定する事務、労働関係調整法第八条第二項、第四十条但書及び第四十二条に規定する事務並びに労働組合法及び労働関係調整法に基づく労働争議のあつ旋、調停及び仲裁の事務を除く。
 - 二 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）に基き、労働大臣及び労働省の権限に属する事務を行うこと。
 - 三 法令に基き、労働大臣の権限に属する労働委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専売公社中央調停委員会、国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会に関する事務を行うこと。
 - 四 労働組合及び労働関係の調整に関する啓もう、宣伝を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるものの外、労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関することで、他の所掌に属しない事務に関すること。
- (労働基準局の事務)
- 第八条 労働基準局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 賃金、労働時間及び休息に関すること。
 - 二 産業安全に関すること。但し、鉱山における保安に関する事務を除く。
 - 三 労働衛生に関すること。但し、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。
 - 四 労働者災害補償に関すること。
 - 五 労働者災害補償保険事業を行うこと。
 - 六 労働者災害補償保険特別会計の経理を行うこと。
 - 七 労働能率の増進を図ること。

- 八 労働者の福利厚生を図ること。
 - 九 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督を行うこと。
 - 十 産業安全研究所の管理及び監督を行うこと。
 - 十一 前各号に掲げるものの外、労働基準法及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の施行に関すること、その他労働条件及び労働者の保護に関することで、他の所掌に属しない事務に関すること。
- （婦人少年局の事務）
- 第九条 婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。
 - 二 児童の使用禁止に関すること。
 - 三 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
 - 四 前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
 - 五 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基いて他省の所掌に属せしめられたものを除く。
 - 六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。
- （職業安定局の事務）
- 第十条 職業安定局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 国民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。
 - 二 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関すること。
 - 三 労働者供給事業の禁止及び労働者の募集に関すること。
 - 四 失業対策に関すること。
 - 五 失業保険事業を行うこと。
 - 六 失業保険特別会計の経理を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるものの外、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）及び緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の施行に関すること、その他職業に関することで他の所掌に属しない事務に関すること。

第二節 附属機関

- （附属機関）
- 第十一条 第十三条に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。
- 産業安全研究所
（産業安全研究所）
- 第十二条 産業安全研究所は、工場事業場における災害予防の調査研究を行う機関とする。
- 2 産業安全研究所は、東京都に置く。
- 3 産業安全研究所の内部組織は、労働省令で定める。
- （その他の附属機関）
- 第十三条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
船員労働連絡会議	船員の労働に関する行政の重要事項に関し、労働省の所管行政との連絡等を図ること。
労働教育審議会	労働教育に関し、調査審議すること。
中央賃金審議会	労働大臣の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
技能者養成審議会	労働基準法第七十条の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者の養成に関する重要事項を調査審議すること。
中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働基準監督官分限審議会	労働基準監督官の罷免について、同意を与えること
労働者災害補償保険審議	労働者災害補償保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。
中央特殊技能試験審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法に基く特殊技能試験の基準に関し、調査審議すること。
安全装置性能審議会	労働基準法に基く安全装置の性能審査に関し、調査審議すること。

<p>けい肺対策審議会 婦人少年問題審議会 中央職業安定審議会 特別地区職業安定審議会 職業安定連絡協議会 失業保険審査会 労働統計調査審議会</p>	<p>けい肺対策を調査審議すること。 婦人少年問題に関し、調査審議すること。 公共職業安定所の業務その他職業安定法及び失業保険法の施行に関する重要事項を調査審議すること。 二以上の都道府県にわたる特別地区に関し、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。 職業安定法に定める職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整を職業安定連絡協議会図り、及び国民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議すること。 失業保険金の支給に関する失業保険審査官の決定について不服の申立を審査するとともに、失業保険料その他失業保険法の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に対する訴願を審査すること。 労働統制調査の企画及び実施に関し、調査審議すること。</p>
---	--

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十四条 本省に、左の地方支分部局を置く。

都道府県労働基準局

労働基準監督署

公共職業安定所

第一款 都道府県労働基準局

(都道府県労働基準局)

第十五条 都道府県労働基準局の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

- 2 都道府県労働基準局は、前項に定めるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 労働者災害補償保険法を施行すること。
 - 二 労働能率の増進を図ること。
 - 二 労働者の福利厚生を図ること。
 - 四 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計を作成すること。
- 3 都道府県労働基準局長は、前項第四号に掲げる事務のうち、本省大臣官房の所掌に係る事務については、本省大臣官房労働統計調査部長の指揮監督を受けるものとする。
- 4 都道府県労働基準局の内部組織は、労働省令で定める。
- (附属機関)
- 第十六条 左の表の上欄に掲げる機関は、都道府県労働基準局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
地方賃金審議会	都道府県労働基準局長の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
労働者災害補償審査会	労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他労働基準法の定める災害補償の実施に関する異議の申立を審査又は仲裁すること。
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働者災害補償保険審査会	労働者災害補償保険の保険給付に関する決定についての不服の申立を審査すること。
地方特殊技能試験審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法に基く特殊技能試験に関し、調査審議すること。
衛生管理者試験審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法に基く衛生管理者試験に関し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く法律を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第二款 労働基準監督署

(労働基準監督署)

- 第十七条 労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基づく命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基づく命令を含む。）及び労働者災害補償保険法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 2 労働基準監督署は、前項に定めるものの外、労働者災害補償保険法の施行のうち、保険給付及び保険料算定基礎の調査に関する事務をつかさどる。
- 3 労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

第三款 公共職業安定所

(公共職業安定所)

- 第十八条 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は、職業安定法（これに基づく命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、職業安定法（これに基づく命令を含む。）、失業保険法（これに基づく命令を含む。）及び緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 2 公共職業安定所の内部組織は、労働省令で定める。
- 3 労働大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織は、労働省令で定める。

(附属機関)

- 第十九条 職業指導協議会は、公共職業安定所の附属機関として置かれるものとし、公共職業安定所長の諮問に応じ、職業指導に関する事項を調査審議することを目的とする。
- 2 職業指導協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、職業安定法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三章 外局

(外局)

- 第二十条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて労働省に置かれる外局は、左の通りとする。
- 中央労働委員会
 - 公共企業体仲裁委員会
 - 国有鉄道中央調停委員会

専売公社中央調停委員会

国有鉄道地方調停委員会

専売公社地方調停委員会

- 2 中央労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（これに基づく命令を含む。）及び労働関係調整法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 3 公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会及び専売公社中央調停委員会の組織、所掌事務及び権限は、公共企業労働関係法（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の定めるところによる。
- 4 国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会の名称、位置、管轄区域、組織、所掌事務及び権限は、公共企業労働関係法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

- 第二十一条 労働省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。
- (定員)
- 第二十二条 労働省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 失業保険委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十八号）は、廃止する。

昭和二十四年六月二〇日

(三―三二) 政令第二一五号

労働教育審議会令

内閣は、労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

- 第一条 労働教育審議会（以下「審議会」という。）は、労働大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を労働大臣に建議する。
- 一 労働者に対する労働教育に関すること。

二 使用者に対する労働教育に関すること。

(組織)

第二条 審議会は、労働大臣、労働省労政局長（以下「局長」という。）及び委員二十人以内で組織する。

第三条 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び第一条に掲げる事項に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。但し、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の任命については、それぞれ労働組合及び使用者団体の推薦に基いてなすものとする。

2 労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員は、各同数とし、学識経験者たる委員は、委員総数の半数以内とする。

第四条 委員の任期は、一年とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、労働大臣が任命する。

第六条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七条 労働大臣は、会長として会務を総理する。

2 労働大臣に事故があるときは、局長が、その職務を行う。

(部会)

第八条 審議会に労働者教育部会及び使用者教育部会の二部会を置き、労働者教育部会には第一条第一号に掲げる事項を、使用者教育部会には同条第二号に掲げる事項を分掌させる。

2 労働者教育部会に属すべき委員は、労働者を代表する委員及び学識経験者たる委員のうちから各同数を、使用者教育部会に属すべき委員は、使用者を代表する委員及び学識経験者たる委員のうちから各同数を労働大臣が指名する。

3 局長は、部会長として労働者教育部会及び使用者教育部会の会務を総理する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、労働省労政局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会には

かった上、労働大臣が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十四年六月二〇日

〔三十三三〕労働省令第九号

労働省設置法の施行に伴う関係省令の整理に関する省令

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第十号及び第三十五条第三十七号中「中央労働基準委員会」を「中央労働基準審議会」に改める。

第二条 技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「技能者養成委員会」を「技能者養成審議会」に改める。

第三条 女子年少者労働基準規則（昭和二十二年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五十七号及び第十六条第一行第六号中「中央労働基準委員会」を「中央労働基準審議会」に改める。

第四条 労働安全衛生規則（昭和二十二年労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「地方労働基準委員会」を「地方労働基準審議会」に改める。

第三十四条第八号、第三十六条第一項第六号、第三十八条第一項第四号、第四十五条第一項第十五号、第四十六条第一項第七号、第四十七条第五号、第四十八条第二号、第五十五条第四号及び第二百二十七条第六号中「中央労働基準委員会」を「中央労働基準審議会」に改める。

第五条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第八条、第二十四条第一項第八号、第二十五条第四項及び第三十条第二項中「中央職業安定委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第八条中「職業安定委員会」、「特別地区職業安定委員会」及び「地区職業安定員会」を、それぞれ「職業安定審議会」、「特別地区職業安定審議会」及び「地区職業

安定審議会」に改める。

第八条及び第三十五条第九項中「都道府県職業安定委員会」を「都道府県職業安定審議会」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

昭和二十四年六月二〇日

〔三―三四〕労働省令第一〇号

労働省組織規程

第一章 内部部局

(大臣官房)

第一条 大臣官房に、左の四課及び労働統計調査部を置く。

秘書課

総務課

会計課

渉外課

2 労働統計調査部に、左の川課を置く。

庶務課

雇用統計調査課

賃金調査課

労働経済課

第二条 秘書課においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の進退身分及び賞罰に関すること。

二 職員の服務に関すること。

三 恩給に関すること。

四 叙位叙勲及びほう賞に関すること。

五 儀式礼典に関すること。

六 大臣の官印及び省印の管守に関すること。

七 機密に関すること。

第三条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 所管行政の総合調整に関すること。

二 所管行政に関する調査審議会企画一般に関すること。

三 所管行政に必要な資料に関すること。

四 所管行政の考査一般に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 成案文書の審査及び進達に関すること。

七 広報に関すること。

八 官報掲載に関すること。

九 船員労働連絡会議に関すること。

十 各局部課の主管に属しないこと。

第四条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び諸収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 会計の監査に関すること。

三 行政財産及び物品に関すること。

四 営繕に関すること。

五 省中の取締に関すること。

六 用人の進退及び監督に関すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 労働省共済組合に関すること。

第五条 渉外課においては、左の事務をつかさどる。

一 連合国官憲との渉外連絡に関すること。

二 渉外事項に関し、外務省その他との連絡及び省内各局課の渉外事務の総合・調整に関すること。

三 その他渉外連絡に関すること。

四 翻訳に関すること。

五 渉外事務職員の教養訓練に関すること。

第六条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 部内及び省の内外における統計調査の企画及び連絡調整に関すること。

二 統計調査に関し外国労働関係機関との連絡及び情報の交換に関すること。

三 国内及び国外の労働立法、労働行政、労働機構その他労働問題に関する資料の収集、整理及び分析に関すること。

- 四 労働経済及び労働統計調査に関する定刻及び特別の刊行に関すること。
 - 五 労働に関する統計調査の新聞発表その他公表に関すること。
 - 六 労働統計調査に従事する職員の教養訓練に関すること。
 - 七 労働に関する統計調査の現業官署及び職員の査察に関すること。
 - 八 機械集計に関すること。
 - 九 労働統計調査審議会に関すること。
 - 十 国立国会図書館支部労働省図書館に関すること。
- 第七条 雇用統計調査課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 雇用及び失業に関する定期統計の収集、整理及び統計に関すること。
 - 二 全国にわたる雇用、失業及び労働力の分析に関すること。
 - 三 労務異動、欠勤率及び採用解雇に関する人事関係事項の分析に関すること。
 - 四 その他前三号に関係ある調査に関すること。
- 第八条 賃金調査課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 賃金、給料その他給与に関する定期統計の収集、整理及び分析に関すること。
 - 二 賃金構成の研究に関すること。
 - 三 生産コストとしての賃金に関する調査に関すること。
 - 四 その他給与に関する統計調査に関すること。
- 第九条 労働経済課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働者の生計費及び家計費に関する定期統計の収集、整理及び分析に関すること。
 - 二 労働者の生活水準に関する定期統計に関すること。
 - 三 消費組合その他共同購入制に関する統計調査に関すること。
 - 四 その他前三号に関係ある統計調査に関すること。
 - 五 安全、災害、労働衛生、労働者災害補償その他労働条件に関する報告及び統計の整理及び分析に関すること。
 - 六 労働組合、労働争議その他労働関係に関する報告及び統計の整理及び分析に関すること。
 - 七 労働時間に関する資料の整理及び分析に関すること。
 - 八 他局の所管に属しない労働に関する長期の調査計画の樹立に関すること。
 - 九 関係局との協力による前号の調査計画の企画及び実務に関すること。
- 第十条 大臣官房に、審査委員を置く。

2 審査委員は、法令その他重要な事項を審査する。

(労政局)

第十一条 労政局に、左の四課を置く。

庶務課

労働法規課

労働組合課

労働教育課

第十二条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労政局の庶務に関すること。
 - 二 労政に従事する職員（外局の職員を含む。以下同じ。）の任免に関すること。
 - 三 労政に従事する職員の教養訓練に関すること。
 - 四 労政に要する予算（外局の予算を含む。）に関すること。
 - 五 その他他局内他課の所管に属しない事務を行うこと。
- 第十三条 労働法規課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の施行に関すること。但し、他の所管に属するものを除く。
 - 二 労働組合法、労働関係調整法及び公共企業体労働関係法に定められた労働大臣の職権の行使に関すること。
 - 三 労政に関する一般的企画、調査及び研究に関すること。
 - 四 労政及び労働関係の調整に関する法令の調査及び研究に関すること。
 - 五 労働委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専売公社中央調停委員会、国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会が、法令の定めるところにより独立して行う職務以外の職務に対する管理並びにこれらの委員会に対する援助及び協力に関すること。
- 第十四条 労働組合課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働組合の組織運営及び活動に関する資料の収集及び分析に関すること。
 - 二 団体交渉、労働協約及び労働協約の運営に関する資料の収集及び分析並びに指導に関すること。
 - 三 使用者及び使用者団体の活動に関する資料の収集及び分析並びに指導に関すること。

四 労働組合の共済福祉に関する企画及びその実施に関すること。
第十五条 労働教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働運動に関する教育及び啓蒙に関すること。
- 二 労働運動に関する教育及び啓蒙のための資料の整備及び刊行に関すること。
- 三 労働組合及び使用者団体の行う労働教育その他の労働に関する自主的活動の助成に関すること。

四 労働教育審議会に関すること。

(労働基準局)

第十六条 労働基準局に、左の七課を置く。

庶務課

監督課

労災補償課

安全課

労働衛生課

給与課

鉱山課

第十七条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準官署の人事、予算、庁舎その他の庶務に関すること。
- 二 労働基準監督官試験に関すること。
- 三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行に関する事務に従事する職員

四 労働基準監督官分限審議会に関すること。

五 その他局内他課の所管に属しないこと。

第十八条 監督課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工場事業場の監督に関すること。
- 二 一般労働者の労働条件に関すること。
- 三 労働者の福利厚生に関すること。
- 四 工場事業場の監督に關し労働基準官署に対する指揮監督に關する事務及びその他の事務に關し労働基準官署に對する指揮監督の総合調整に關すること。
- 五 労働時間、休憩、休日、年次有給休暇等他の所管に属しない労働基準法の施行に關する事務その他労働条件及び労働者の保護に關すること。

六 労働基準審議会に関すること。

七 技能者養成審議会に関すること。

第十九条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働者災害補償に関すること。
- 二 労働者災害補償保険に関すること。
- 三 労働者災害補償保険特別会計に関すること。
- 四 労働者災害補償保険審議会に関すること。

第二十条 安全課においては、左の事務をつかさどる。

一 産業安全及び災害予防に関すること。但し、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。

二 労働能率の増進に関すること。

三 公害の防止に関すること。

四 産業安全研究所の管理及び監督に関すること。

五 安全装置性能審議会に関すること。

六 中央特殊技能試験審議会に関すること。

第二十一条 労働衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働環境衛生に関すること。
- 二 職業病その他職業疾患に関すること。
- 三 労働者の保健に関すること。
- 四 その他労働衛生に関すること。但し、鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。
- 五 けい肺対策審議会に関すること。
- 六 けい肺試験室に関すること。

第二十二条 給与課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 賃金、給料その他給与に関する政策の樹立運営に関すること。
- 二 労働基準法中賃金、給料その他給与に関する規定の制定、改廃及び解釈その他施行に関すること。
- 三 賃金審議会に関すること。
- 四 一般職種別賃金に関すること。
- 五 賃金、給料その他給与に関する雇用主及び労働者に対する援助助言に関する政策の樹立運営に関すること。
- 六 労務用物資に関すること。

第二十三条 鉱山課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 鉱山における労働条件及び労働者の保護に関する監督並びに鉱山労働者に特殊の労働条件に関すること。但し、賃金、給料その他給与に関する事務を除く。
- 二 鉱山における産業安全、災害予防及び労働能率の増進に関すること。但し、鉱山保安法に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。
- 三 鉱山の労務用物資に関すること。

(婦人少年局)

第二十四条 婦人少年局に、左の三課を置く。

婦人労働課
年少労働課

婦人課

第二十四条 婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準法中女子に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関すること。
- 二 労働基準法中女子に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関すること。
- 三 家族労働問題及び家事用人に関すること。
- 四 婦人労働者に関する調査に関すること。
- 五 婦人労働者問題に関するラヂオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関すること。
- 六 局内他課と連絡して行う地方駐在職員に対する一般的指揮監督及び統轄に関すること。
- 七 その他婦人労働者に特殊の問題に関すること。
- 八 婦人少年問題審議会に関すること。
- 九 その他局内他課の所管に属しないこと。

第二十六条 年少労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関すること。
- 二 労働基準法中年少者に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関すること。
- 三 児童の使用禁止及びその規定に関すること。
- 四 年少労働者問題に関する調査に関すること。

五 年少労働者に関するラヂオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関すること。

六 その他年少労働者に特殊の問題に関すること。

第二十七条 婦人課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関すること。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いてその所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。
- 二 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基いて他省の所管に属せしめられたものを除く。

三 婦人の地位の向上その他婦人問題及び労働者の家族問題に関するラヂオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関すること。

(職業安定局)

第二十八条 職業安定局に、左の六課を置く。

庶務課

失業対策課

失業保険課

雇川安定課

職業補導課

労働市場調査課

第二十九条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業安定に関する法令の調査及び企画に関すること。
- 二 都道府県及び公共職業安定所の予算に関すること。但し、職業補導事業の予算を除く。

二 公共職業安定所の人事その他の庶務に関すること。

四 職業安定行政に従事する職員の教養訓練に関すること。

五 職業安定審議会に関すること。

六 職業安定連絡協議会に関すること。

七 監察官の行う監察に関すること。

八 他の所管に属しない職業安定に関すること。

第三十条 失業対策課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業者のための雇用機会造出に関する企画についての経済安定本部その他の行政機関との連絡に関すること。

- 二 失業対策に関する政策の樹立に関すること。
- 三 失業対策としての公共事業に関する政策の樹立運営に関すること。
- 四 公共事業及び失業対策事業における失業者の募集政策の樹立に関すること。
- 五 公共事業及び失業対策事業における失業者吸収及び就労状況の査察に関すること。

六 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の施行その他前各号に関連する失業救済措置に関すること。

第三十一条 失業保険課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業保険に関すること。
- 二 失業保険その他これに関連する事項に関する法令の調査及び企画に関すること。
- 三 失業保険特別会計に関すること。
- 四 失業保険審査会に関すること。

第三十二条 雇用安定課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 公共職業安定所の職業紹介業務の企画運営に関すること。
- 二 重要産業における労働者募集計画の企画及び監督に関すること。
- 三 地方及び都道府県間の労働移動及び職業開拓に関する政策の樹立及び行政の運営に関すること。
- 四 民間職業紹介事業及び労働者募集事業の許可及び監督に関する政策の樹立及び行政の運営に関すること。
- 五 有料労働者供給事業の禁止並びに無料労働者供給事業の許可及び監督に関すること。
- 六 公共職業安定所における職業指導、職業適性検査その他職業相談計画の樹立に関すること。
- 七 日雇労働者の労務用物資の配給に関すること。
- 八 雇用に関する雇用主への援助助言に関する政策の樹立運営に関すること。

第三十三条 職業補導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業補導計画の樹立及び監督に関すること。
- 二 職業補導計画の実施に関する基準の設定その他必要な援助に関すること。
- 二 職業補導に関する他の行政機関との連絡に関すること。
- 四 工場事業場の行う監督者の訓練に対する援助に関すること。但し、労働基準法に規定する技能者養成を除く。

第三十四条 労働市場調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 局内における統計調査方法の調整及び大臣官房労働統計調査部その他の関係統計調査部局との連絡に関すること。

二 局内における統計報告の企画及び統制に関すること。

三 労働市場調査及び職業分析に関する計画及び方法の樹立に関すること。

四 労働市場調査、職業分析その他の報告に関する事務に従事する都道府県及び公共職業安定所の職員の教養訓練についての援助に関すること。

五 労働市場調査、職業安定行政及び職業安定事業に関する全国的資料の集計、分析及び刊行に関すること。

六 公共事業における就労者及び失業対策事業に関する統計調査の企画及び援助に関すること。

七 失業保険に関する統計的調査の企画及び援助に関すること。

八 職業補導に関する統計的調査の企画及び援助に関すること。

第二章 産業安全研究所

第三十五条 産業安全研究所の内部組織は、労働大臣の承認を受けて、労働省労働基準局長が定める。

第三章 都道府県労働基準局

（都道府県労働基準局）

第三十六条 各都道府県労働基準局に、左の四課を置く。

- 庶務課
- 監督課
- 労災補償課
- 給与課

第三十七条 労働省労働基準局長は、必要があると認める都道府県労働基準局に、左の課を置くことができる。

安全課及び労働衛生課又は安全衛生課

鉱山課

第三十八条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 人事に関すること。
- 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 二 予算、決算、会計及び物品に関すること。

- 四 官印の管守に関すること。
 - 五 庁中取締に関すること。
 - 六 その他庶務一般に関すること。
- 第三十九条 監督課においては、左の事務をつかさどる。但し、安全課及び労働衛生課又は安全衛生課を置く都道府県労働基準局の監督課においては、第八号から第十六号までの事務を除き、鉾山課を置く都道府県労働基準局の監督課においては、第一号、第二号、第八号及び第九号の事務のうち、鉾山課の所掌に属するものを除く。
- 一 工場事業場の監督に関すること。
 - 二 一般労働者の労働条件に関すること。
 - 三 労働者の福利厚生に関すること。
 - 四 労働基準法の施行に関する事務に従事する職員の教養訓練に関すること。
 - 五 工場事業場の監督に関し労働基準監督署に対する指揮監督に関すること、及び労働基準監督署に対するその他の指揮監督の総合調整に関すること。
 - 六 労働基準監督署の人事、予算、庁舎その他の庶務に関すること。
 - 七 地方労働基準審議会に関すること。
 - 八 産業安全及び災害予防に関すること。但し、鉾山保安法に規定する鉾山における保安に関する事務を除く。
 - 九 労働能率の増進に関すること。
 - 十 公害の防止に関すること。
 - 十一 地方特殊技能試験審議会に関すること。
 - 十二 労働環境衛生に関すること。
 - 十三 職業病その他職業疾患に関すること。
 - 十四 労働者の保健に関すること。
 - 十五 衛生管理者試験審議会に関すること。
 - 十六 その他労働衛生に関すること。但し、鉾山保安法に規定する鉾山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。
 - 十七 前各号に掲げるものの外、労働基準法の施行に関することその他労働条件及び労働者の保護に関すること。
- 第四十条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働者災害補償に関すること。
 - 二 労働者災害補償保険に関すること。

- 三 労働者災害補償保険特別会計に関すること。
 - 四 労働者災害補償審査会に関すること。
 - 五 労働者災害補償保険審査会に関すること。
- 第四十一条 給与課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 賃金、給料その他の給与に関する政策の運営に関すること。
 - 二 労働基準法中賃金、給料その他の給与に関する部分の施行に関すること。
 - 三 地方賃金審議会に関すること。
 - 四 一般職種別賃金に関すること。
 - 五 賃金、給料その他の給与に関する雇用主及び労働者に対する援助助言に関する政策の樹立運営に関すること。
 - 六 労務用物資に関すること。
- 第四十二条 安全課においては、第三十九条第八号から第十一号までの事務をつかさどる。
- 第四十三条 労働衛生課においては、第三十九条第十二号から第十六号までの事務をつかさどる。
- 第四十四条 安全衛生課においては、第三十九条第八号から第十六号までの事務をつかさどる。但し、鉾山課を置く都道府県労働基準局の安全衛生課においては、第三十九条第八号及び第九号の事務のうち、鉾山課の所掌に属するものを除く。
- 第四十五条 鉾山課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 鉾山の監督及び鉾山労働者に特殊な労働条件に関すること。
 - 二 鉾山における産業安全、災害予防及び労働能率の増進に関すること。但し、鉾山における保安に関する事務を除く。
 - 三 鉾山の労務物資に関すること。
- 第四章 労働基準監督署
- (労働基準監督署)
- 第四十六条 労働基準監督署の内部組織は、労働省労働基準局長の定める基準に基き、労働基準監督署長が定める。
- 第五章 公共職業安定所
- (公共職業安定所)
- 第四十七条 公共職業安定所の内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所長が定める。

(出張所)

第四十八条 公共職業安定所の出張所の名称、位置及び管轄区域は、労働大臣が別に定め、その内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所長が定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、労働省設置法施行の日から適用する。

昭和二十四年六月三〇日

(三一三五) 労働省令第一一号

労働省組織規程の一部改正

労働省組織規程(昭和二十四年労働省令第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「鉱山課」を「技能課」に改める。

第十八条第七号を削る。

第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし以下順次一号づつ繰り上げる。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 技能課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 徒弟の弊害排除に関すること。
- 二 労働基準法中技能者養成に関する規定の制定、改廃及び解釈に関すること。
- 三 技能者の養成に関すること。
- 四 技能者養成審議会に関すること。
- 五 技能の向上及び労働能率の増進に関すること。

附 則
この省令は、昭和二十四年七月一日から施行する。

昭和二十四年七月五日

(三一三六) 政令第二五〇号

労働者教育審議会令

内閣は、文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第二十四条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 労働者教育審議会(以下「審議会」という。)は、文部大臣の諮問に応じ、労働者に対する社会教育に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

- 一 労働者に対する労働教育に関すること。
- 二 使用者に対する労働教育に関すること。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第三条 委員及び臨時委員は、労働関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

第四条 関係行政機関の職員以外の者のうちから任命された委員の任期は、一年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第五条 委員により会長として互選された者は、審議会の会務を総理する。

2 委員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)
第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

4 審議会に、その定めるところにより、部会の裁決又は二以上の部会の合同の議決をもつて、審議会の議決とすることができる。

(議事)
第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議決は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事及び二以上の部会の合同の議事に準用する。この場

合において、二以上の部会の合同の議事を整理する会長には、審議会の定めるところにより、その部会の部会長のうちの一人が当るものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、文部省社会教育局において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十六年五月二十八日

〔三一三七〕労働省令第一六号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「左の六課」を「左の七課」に改め、「職業補導課」の次に「監督者訓練課」を加える。

第三十三条第四号を削る。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 監督者訓練課においては、左の事物（労働基準法に規定する技能者養成に関するものを除く。）をつかさどる。

一 工場事業場の行う監督者の訓練（以下単に「監督者訓練」という。）に対する援助に関すること。

二 監督者訓練の実施に関する基準の設定に関すること。

三 監督者訓練に関する他の行政機関及び民間団体との連絡に関すること。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十六年六月一日

〔三一三八〕法律第一七七号

労働省設置法の一部改正

労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中労働教育審議会の項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 労働教育審議会令（昭和二十四年政令第二百五十五号）は、廃止する。

昭和二十六年六月一日

〔三一三九〕労働省令第一七号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月五日

〔三一四〇〕政令第一九五号

失業対策審議会令

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 失業対策審議会（以下「審議会」という。）は、失業及び雇用問題に関する総合的施策についての重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、且つ、必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べることができる。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員十人以内を置くことができる。

3 審議会に、幹事十五人以内を置く。

(会長)

第三条 委員のうちから内閣総理大臣が指名した者は、会長として、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する重要事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を修了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、関係各行政機関の職員及び第一条に規定する重要事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 第二項の規定は、学識経験のある者のうちから任命された幹事に準用する。

6 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門調査員を補佐する。

7 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)
第五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(雑則)
第六条 この政令に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十六年八月一日
〔三一四一〕労働省告示第一六号

公共職業補導所の設置
職業安定法（昭和三十二年法律第四百一十一号）第二十七条第四項の規定に基づき、昭和二十六年八月一日から次の公共職業補導所を設置した。

名 称 位 置
兵庫公共職業補導所 兵庫県伊丹市松原

昭和二十六年八月三〇日

〔三一四二〕労働省令第二四号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「国際渉外課」を「国際労働課」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 国際労働課においては、左の事務をつかさどる。
一 国際労働機関に関する事務その他の所管行政に関する対外関係事務の総合調整に関すること。

二 所管行政に関する対外関係事務の審議企画一般に関すること。

三 所管行政に関する外国及び国際機関との一般的な連絡及び情報交換に関すること。

四 対外広報に関すること。

五 職員の海外渡航に関すること。

六 所管行政に関する対外関係事務で他局部課の主管に属しないこと。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十七年七月三十一日
〔三一四三〕法律第二八一号

労働省設置法の一部を改正する法律
労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 公共職業安定所（第十八条・第十九条）」を「第三款 婦人少年室（第十七条の二）に改める。
第四十条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第四十一条中「公共職業安定所」を「婦人少年室 公共職業安定所」に改める。
第二章第三節中第三款を第四款とし、第十七条の次に次の一款を加える。

第三款 婦人少年室
（婦人少年室）

第十七条の二 婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称は、当該

都道府県の名を冠する。

- 2 婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。
- 3 婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。
- 4 婦人少年室は、第九条各号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

附則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

昭和二十七年八月三〇日

〔三―四四〕政令第三九三号

労働省組織令（抄）

目次

第一章 本省

第一節 大臣官房（第一条―第十条）

第二節 労政局（第十一条―第十五条）

第三節 労働基準局（第十六条―第二十三条）

第四節 婦人少年局（第二十四条―第二十七条）

第五節 職業安定局（第二十八条―第三十五条）

第二章 外局

第一節 中央労働委員会事務局（第三十六条―第四十三条）

第二節 公共企業体等仲裁委員会事務局（第四十四条―第四十七条）

第三節 公共企業体等中央調停委員会事務局（第四十八条―第五十一条）

第四節 公共企業体等地方調停委員会事務局（第五十二条―第五十八条）

附則

第一章 本省

第二節 大臣官房

（編注 中略）

第三節 労働基準局

（労働基準局の分課）

第十六条 労働基準局に左の七課を置く。

庶務課

監督課

労災補償課

安全課

労働衛生課

給与課

技能課

（庶務課）

第十七条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。
- 二 労働基準監督官試験に関すること。
- 三 労働基準監督官研修所の管理及び監督に関すること。
- 四 労働基準監督官分限審議会に関すること。
- 五 前各号に掲げるものの外、労働基準局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（監督課）

第十八条 監督課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工場事業場における労働者の労働条件及び労働者の保護に関する監督に関すること。
- 二 前号に掲げるものの外、労働時間、休憩、休日等の労働条件及び労働者の保護に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 労働者の福利厚生に関すること。
- 四 労働基準局の所掌に係る事務の総合調整に関すること。
- 五 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会に関すること。

第十九条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働者災害補償に関すること。
- 二 労働者災害補償保険事業に関すること。
- 三 労働者災害補償保険特別会計に関すること。
- 四 労働者災害補償保険審議会に関すること。

第二十条 安全課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 産業安全に関すること（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する

鉱山における保安に関する事務を除く。）

- 二 産業安全研究所の管理及び監督に関すること。
- 三 特殊技能試験審議会に関すること。

(労働衛生課)

第二十一条 労働衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働環境衛生に関すること。
- 二 職業病その他職業疾患に関すること。
- 三 労働者の保護に関すること。
- 四 前各号に掲げるものの外、労働衛生に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。）。
- 五 けい、肺対策審議会に関すること。

(給与課)

第二十二条 給与課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 賃金、給料その他の給与に関する政策の樹立その他給与に関すること。
- 二 中央賃金審議会及び地方賃金審議会に関すること。
- 三 一般職種別賃金に関すること。
- 四 工場事業場における給与制度の樹立及び運営等に関する使用者及び労働者に対する援助助言に関すること。
- 五 労務用物資に関すること。

(技能課)

第二十三条 技能課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 徒弟制度による労働者の酷使の排除に関すること。
- 二 技能者の養成に関すること。
- 三 技能者養成審議会に関すること。
- 四 労働者の技能の向上その他の労働能率の増進に関すること。

第四節 婦人少年局

(婦人少年局の分課)

第二十四条 婦人少年局に左の三課を置く。

婦人労働課

年少労働課

婦人課

(婦人労働課)

第二十五条 婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
- 三 その他婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 四 婦人労働者問題に関する調査に関すること。
- 五 婦人労働者問題に関する啓もうに関すること。
- 六 婦人少年問題審議会に関すること。
- 七 前各号に掲げるものの外、婦人少年局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(年少労働課)

第二十六条 年少労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 年少労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 児童の使用禁止に関すること。
- 三 その他年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 四 年少労働者問題に関する調査に関すること。
- 五 年少労働者問題に関する啓もうに関すること。

(婦人課)

第二十七条 婦人課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。
- 二 労働者の家族問題に関すること（法律に基いて他省の所管に属せしめられた事務を除く。）。
- 三 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査及び啓もうに関すること。

第五節 職業安定局

(職業安定局の分課)

第二十八条 職業安定局に左の七課を置く。

庶務課

失業対策課

失業保険課

雇用安定課

職業補導課

監督者訓練課

労働市場調査課

(庶務課)

第二十九条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業安定局の所掌に係る事項（失業保険に関するものを除く。）に関する法令の調査及び企画に関すること。
- 二 職業安定局の所掌に係る事務に関する人事、予算（職業補導の事業に要するものを除く。）その他の庶務に関すること。
- 三 職業安定局の所掌に係る本務に従事する職員の研究に関すること。
- 四 中央職業安定審議会及び地方職業安定審議会に関すること。
- 五 職業安定局の所掌に係る事務の監察に関すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、職業安定局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(失業対策課)

第三十条 失業対策課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業対策に関する政策の樹立に関すること。
- 二 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）に規定する失業対策事業に関すること。
- 三 緊急失業対策法に規定する公共事業における失業者の吸収に関すること。
- 四 雇用量の増加に関する企画についての関係行政機関との連絡に関すること。
- 五 前各号に掲げるものの外、失業対策に関すること。

(失業保険課)

第三十一条 失業保険課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業保険事業に関すること。
- 二 失業保険特別会計に関すること。
- 三 失業保険審査会に関すること。

(雇用安定課)

第三十二条 雇用安定課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業の紹介その他労務の需給の調整に関すること。
- 二 労働者供給事業及び労働者の募集に関すること。
- 三 職業の指導及び職業適性検査に関すること。
- 四 日雇労働者の労務用物資に関すること。
- 五 労働者の雇用の方法に関する使用者に対する援助に関すること。
- 六 国家公務員等であつた者に対する失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）

に規定する条件に従つて行う退職手当の支給に関すること。

(職業補導課)

第三十三条 職業補導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業補導に関すること。
- 二 公共職業補導所その他の職業補導施設に対する援助に関すること。
- 三 職業補導に関する関係行政機関との連絡に関すること。

(監督者訓練課)

第三十四条 監督者訓練課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 監督者訓練に対する援助に関すること。
- 二 監督者訓練に関する関係行政機関との連絡に関すること。

(労働市場調査課)

第三十五条 労働市場調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業安定局の所掌に係る事務に関する統計調査の企画及び調整に関すること。
- 二 労働市場調査及び職業分析に関すること。
- 三 職業安定局の所掌に係る事務に関する資料の収集、整理及び刊行に関すること。

第二章 外局

(編注 中略)

附則

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

(編注 以下略)

昭和二十七年一月一日

〔三―四五〕労働省令第三六号

労働省組織規程

目次

第一章 通則（第一条）

第二章 本省

第三節 内部部局（第二条）

第二節 附属機関

第一款 産業安全研究所（第三―第十条）

第二款 労働基準監督官研修所（第十一条）

第三節 地方支分部局

第一款 都道府県労働基準局（第十二条―第二十二條）

第二款 労働基準監督署（第二十三條）

第三款 婦人少年室（第二十四條）

第四款 公共職業安定所（第二十五條・第二十六條）

附則

第一章 通則

（命令の趣旨）

第一条 労働省の組織は、労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）及び労働省組織令（昭和二十七年政令第三百九十三号）に規定するものの外、この規程の定めるところによる。

第二章 本省

第一節 内部部局

（審査委員）

第二条 大臣官房に審査委員を置く。

2 審査委員は、法令その他重要な事項を審査する。

第二節 附属機関

（編注 中略）

第三節 地方支分部局

第一款 都道府県労働基準局

（都道府県労働基準局の分課）

第十二条 各都道府県労働基準局に左の四課を置く。

庶務課

監督課

労災補償課

給与課

第十三条 左の都道府県労働基準局に、前条に掲げるものの外、安全課及び労働衛生課を置く。

東京労働基準局

大阪労働基準局

福岡労働基準局

第十四条 左の都道府県労働基準局

に、第十二条に掲げるものの外、安全衛生課を置く。

北海道労働基準局

宮城労働基準局

山形労働基準局

福島労働基準局

茨城労働基準局

栃木労働基準局

群馬労働基準局

埼玉労働基準局

千葉労働基準局

神奈川労働基準局

新潟労働基準局

長野労働基準局

岐阜労働基準局

静岡労働基準局

愛知労働基準局

三重労働基準局

京都労働基準局

兵庫労働基準局

岡山労働基準局

広島労働基準局

山口労働基準局

愛媛労働基準局

長崎労働基準局

熊本労働基準局

鹿児島労働基準局

（次長）

第十五条 左の都道府県労働基準局に次長各一人を置く。

北海道労働基準局

東京労働基準局

神奈川労働基準局

新潟労働基準局

静岡労働基準局
愛知労働基準局
京都労働基準局
大阪労働基準局
兵庫労働基準局
広島労働基準局
福岡労働基準局

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(庶務課)

第十六条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に関する事。
- 二 都道府県労働基準局及び労働基準監督署の職員の教養及び訓練に関する事。
- 三 予算、決算及び会計に関する事。
- 四 行政財産及び物品に関する事。
- 五 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 前各号に掲げるものの外、都道府県労働基準局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(監督課)

第十七条 監督課においては、左の事務をつかさどる。但し、安全課及び労働衛生課又は安全衛生課を置く都道府県労働基準局の監督課については、第二号から第六号まで、第九号及び第十三号に掲げる事務を除く。

- 一 工場事業場における労働者の労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事。
- 二 産業安全に関する事(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。)

三 労働環境衛生に関する事。

四 職業病その他職業疾患に関する事。

五 労働者の保健に関する事。

六 前三号に掲げるものの外、労働衛生に関する事(鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。)

七 前各号に掲げるものの外、労働時間、休憩、休日等の労働条件及び労働者の保護に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

八 労働者の福利厚生に関する事。

九 労働能率の増進に関する事。

十 都道府県労働基準局の所掌に係る事務の総合調整に関する事。

十一 労働基準監督署の人事、予算、庁舎その他の庶務に関する事。

十二 地方労働基準審議会に関する事。

十三 特殊技能試験審議会に関する事。

(労災補償課)

第十八条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働災害補償に関する事。
- 二 労働者災害補償保険事業に関する事。
- 三 労働者災害補償保険特別会計に関する事。
- 四 労働者災害補償審査会に関する事。
- 五 労働者災害補償保険審査会に関する事。

(給与課)

第十九条 給与課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工場事業場における給与制度の樹立及び運営等に関する使用者及び労働者に対する援助助言に関する事。
- 二 一般職種別賃金に関する事。
- 三 前各号に掲げるものの外、賃金、給料その他の給与に関する事。
- 四 地方貸金審議会に関する事。
- 五 労務用物資に関する事。
- 六 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計の作成に関する事。

(安全課)

第二十条 安全課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 産業安全に関する事(鉱山保安法に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。)
- 二 労働能率の増進に関する事。
- 三 特殊技能試験審議会に関する事。

(労働衛生課)

第二十一条 労働衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働環境衛生に関する事。
- 二 職業病その他職業疾患に関する事。

三 労働者の保健に関すること。

四 前各号に掲げるものの外、労働衛生に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。）。

（安全衛生課）

第二十二条 安全衛生課においては、左の事務をつかさどる。

一 産業安全に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。）。

二 労働環境衛生に關すること。

三 職業病その他職業疾患に関すること。

四 労働者の保健に關すること。

五 前三号に掲げるものの外、労働衛生に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救援に関する事務を除く。）。

六 労働能率の増進に関すること。

七 特殊技能試験審議会に関すること。

第二款 労働基準監督署

（労働基準監督署）

第二十三条 労働基準監督署の内部組織は、労働省労働基準局長の定める基準に基き、労働基準監督署長が定める。

第三款 婦人少年室

（婦人少年室）

第二十四条 婦人少年室に室長を置く。

2 室長は、労働大臣の指揮監督を受けて、婦人少年室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 前二項に定めるものの外、婦人少年室の内部組織について必要がある場合には、労働省婦人少年局長の定める基準に基き、室長が定める。

第四款 公共職業安定所

（公共職業安定所）

第二十五条 公共職業安定所の内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所長が定める。

（出張所）

第二十六条 公共職業安定所の出張所の名称、位置及び管轄区域は、労働大臣が別に定め、その内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所

長が定める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。但し、福岡労働基準局に関しては、第十三条及び第十四条の規定にかかわらず、昭和二十七年九月十六日までは、従前の例による。

2 左に掲げる省令は、廃止する。

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）

中央労働委員会組織規程（昭和二十四年労働省令第二十二号）。

公共企業体等仲裁委員会及び公共企業体等調停委員会組織規程（昭和二十七年労働省令第二十一号）

昭和二十九年四月一三日

〔三一四六〕労働省告示第二〇号

啓成会総合職業補導所の設置

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）による失業保険事業を実施するため、昭和二十八年十一月一日に次の総合職業補導所を設置した。

名 称 位 置

啓成会総合職業補導所 東京都豊島区巣鴨六丁目二十番地の二

昭和二十九年七月一日

〔三一四七〕労働省告示第三五号

共同作業所の設置

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）による失業保険事業を実施するため、次の共同作業所を設置する。

名 称 位 置

宮城共同作業所 宮城県仙台市南小泉字南屋敷一〇四番地の八

愛知共同作業所 愛知県宝飯郡一宮村大字一宮字上新切三三番地の四三三番地の一〇〇

昭和三〇年四月一日

〔三一四八〕労働省令第八号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第一号から第三号までを次のように改め、第四号を削り、第五号を第四号として第六号を第五号とする。

一 都道府県労働基準局及び管内の労働基準監督署の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。

二 都道府県労働基準局の所掌に係る事務に関する予算、決算及び会計に関する事。

三 都道府県労働基準局の所掌に係る事務に関する行政、財政及び物品に関する事。

第十七条但書中「第十三号」を「第十二号」に改め、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和三〇年四月一日

〔三一四九〕労働省告示第一三三号

失業保険施設の設置

失業保険法（昭和二十二年法律第四百四十六号）による失業保険事業を実施するため、失業保険施設を次のとおり定め、昭和二十九年労働省告示第二十号（啓成会総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第二十九号（沼津総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第三十五号（宮城共同作業所及び愛知共同作業所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第三十六号（失業保険福利施設東京芝浦日雇労働者簡易宿泊所及び失業保険福利施設港灣寮設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十二号（大阪共同作業所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十三号（広島総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十四号（千葉総合職業補導所設置の告示）、昭

和二十九年労働省告示第四十六号（香川総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十七号（失業保険福利施設みなと寮及び失業保険福利施設名古屋港労働者簡易宿泊所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十九号（群馬総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第五十一号（岐阜総合職業補導所設置の告示）、昭和三十年労働省告示第二号（真駒内総合職業補導所設置の告示）、昭和三十年労働省告示第三号（神奈川県共同作業所及び兵庫共同作業所設置の告示）及び昭和三十年労働省告示第五号（愛知総合職業補導所設置の告示）は、廃止する。

失業保険施設

一、総合職業補導所

総合職業補導所名	位 置	設 置 年 月 日
啓 成 会	東京都豊島区	昭和二十八年十一月一日
沼 津	静岡県駿東郡清水村	昭和二十九年六月一日
江 東	東京都江東区	昭和二十九年六月十五日
愛 知	愛知県名古屋市	昭和二十九年七月一日
千 葉	千葉県千葉市	昭和二十九年七月二十七日
広 島	広島県広島市	昭和二十九年八月一日
群 馬	群馬県高崎市	昭和二十九年九月一日
香 川	香川県高松市	昭和二十九年九月一日
岐 阜	岐阜県稲葉郡那加町	昭和二十九年十月一日
直 轄	北海道札幌郡豊平町	昭和二十九年十一月十五日
山 口	山口県山口市	昭和三十年三月一日
崎 玉	埼玉県浦和市	昭和三十年四月一日
神 奈 川	神奈川県横浜市	昭和三十年四月一日
高 知	高知県高知市	昭和三十年四月一日
北九州（八幡職業補導部）	福岡県八幡市	昭和三十年四月一日
北九州（小倉職業補導部）	福岡県小倉市	昭和三十年四月一日

二、簡易福利施設

名 称	位 置	設 置 年 月 日
北九州（小倉職業補導部）	福岡県小倉市	昭和三十年四月一日

失業保険福利施設

東京芝浦日雇労働者

簡易宿泊所

失業保険福利施設

港湾寮

失業保険福利施設

みなと寮

失業保険福利施設

名古屋港労働者簡易

宿泊所

失業保険福利施設

清水港湾労働者ホー

ム

三、共同作業所

共同作業所名

神奈川

兵庫

宮城

愛知

大阪

福岡

位 置

神奈川 高座郡相模原町

兵庫 伊丹市

宮城 仙台市

愛知 宝飯郡一宮村

大阪 堺市

福岡 小倉市

設 置 年 月 日

昭和二十九年二月一日

昭和二十九年四月一日

昭和二十九年七月一日

昭和二十九年七月一日

昭和二十九年七月十日

昭和二十九年十月一日

福利施設

労働者ホーム

静岡清水市

昭和三十年四月一日

昭和三十年五月一日

「失業保険福利施設
清水港湾労働者ホーム
失業保険福利施設
寮」

を

「失業保険福利施設
清水港湾労働者ホーム」

に改める。

昭和三十年七月三〇日

政令第一四四号

「(三―五―一) 政令第一四四号

昭和三十年七月三〇日

政令第一四四号

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

昭和三十年七月三〇日

第三十条を次のように改める。旅三十条 削除

第三十一条に次の号を加える。

四 国家公務員の他国会の議決を経た歳出予算によって給与が支給される者に対し失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）に規定する条件に従って行う退職手当の支給に関すること。

第三十二条中第六号を削り、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 海外に移住する労働者に関する事務で職業安定局の所掌に係るもの（職業補導課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

五 海外に移住する労働者に関する事務で職業安定局の所掌に係るものについて関係行政機関又は関係団体との連絡に関すること。

六 職業安定局の所掌に係る事務について賠償及び国際協力に伴う関係行政機関との連絡に関すること。

第三十三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 海外に移住する労働者の職業補導に関すること。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（企画課）

第三十五条の二 企画課においては、左の事務をつかさどる。

一 失業対策に関する政策の樹立に関すること。

二 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）に規定する失業対策事業（以下単に「失業対策事業」という。）のための一般的計画の樹立に関すること。

三 失業対策事業に要する予算に関すること。

四 失業対策事業のうち特別失業対策事業に関すること。

五 緊急失業対策法に規定する公共事業における失業者の吸収に関すること。

六 雇用量の増加に関する企画についての関係行政機関との連絡に関すること。

七 部内の庶務に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、失業対策部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（業務課）

第三十五条の三 業務課においては、左の事務をつかさどる。

一 失業対策事業のうち、特別失業対策事業以外の事業（以下「一般失業対策事業」という。）の事業主体、種目及び規模等の決定に関すること。

二 一般失業対策事業の開始又は停止の時期等の決定に関すること。

三 一般失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額の決定に関すること。

四 一般失業対策事業に係る監査及び違反事項に係る措置に関すること。

五 前各号に掲げるものの外、一般失業対策事業に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

附則

昭和三〇年八月五日

〔三一五二〕法律第一三二号

失業保険法中改正

失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

失業保険法目次及び題名を次のように改める。

失業保険法

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 被保険者（第六条―第十四条）

第三章 保険給付（第十五条―第二十七条）

第三章の二 福祉施設（第二十七条の二）

第四章 費用の負担（第二十八条―第三十八条）

第五章 日雇労働被保険者に関する特例（第三十八条の二―第三十八条の十五）

第六章 諮問機関（第三十九条）

第七章 審査の請求、訴願及び訴訟（第四十条―第四十六条）

第八章 雑則（第四十七条―第五十二条）

第九章 罰則（第五十三条―第五十五条）

附則

（編注 中略）

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 福祉施設

第二十七条の二 政府は、失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進を図るため必要な施設を行うことができる。

前項の施設は、被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。

(編注 中略)

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

(編注 中略)

14 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項の表目的の欄中「失業保険金の支給」の下に「その他失業保険」を加える。

昭和三〇年九月五日

(三一五三) 労働省告示第三二号

失業保険福祉施設設置

失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)第二十七条の二の規定に基き、失業保険福祉施設を別表の通り設置し、昭和三十年九月十一日から適用する。

昭和三〇年四月労働省告示第十三号は、廃止する。

別表

一、失業保険福祉施設総合職業補導所	設置場所
北海道	北海道札幌市
福島県	福島県福島市
群馬県	群馬県高崎市
埼玉県	埼玉県浦和市
千葉県	千葉県千葉市
東京都	東京都江東区
東京都	東京都豊島区
神奈川県	神奈川県横浜市
長野県	長野県長野市

岐 阜	岐阜県稲葉郡那珂町
沼 津	静岡県駿東郡清水村
愛 知	愛知県名古屋市中区
廣 島	広島県広島市
山 口	山口県山口市
香 川	香川県高松市
高 知	高知県高知市
北 九 州	福岡県小倉市
二、失業保険福祉施設簡易宿泊所	設置場所
東京芝浦宿務労働者簡易宿務労働施設	東京都港区
みなと労働福祉施設	神奈川県横浜市
清水港労働者施設	静岡県清水市
失業者労働者簡易宿古	愛知県名古屋市中区
失業者労働者簡易宿古	大阪府大阪市
失業者労働者簡易宿古	広島県呉市
三、失業保険福祉施設共同作業所	設置場所
宮 城	宮城県仙台市
神 奈 川	神奈川県高座郡相模原町
愛 知	愛知県宝飯郡一宮村
大 阪	大阪府堺市
兵 庫	兵庫県伊丹市
福 岡	福岡県小倉市

昭和三十一年三月三十一日

(三一五四) 政令第七〇号

労働省組織令の一部を改正する政令

(編注 前略)

第十六条中「七課」を「六課」に、「給与課」を「福利課」に改める。

第十八条第四号を次のように改める。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行に関する事務の監察に関する事。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

（福利課）

第二十二條 福利課においては、左の事務をつかさどる。

一 賃金、給料その他の給与に関する事。

二 労働者の福利厚生に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

三 技能者の養成に関する事。

四 労働能率の増進に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

五 中央賃金審議会及び地方賃金審議会に関する事。

六 技能者養成審議会に関する事。

第二十三條 削除

第二十七條第三号中「調査及び啓もう」を「調査、啓もう及び相談」に改める。

第二十八條第一項中「六課」を「五課」に改め、「監督者訓練課」を削る。

第三十三條第四号中「職業補導」の下に「及び監督者訓練」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 監督者訓練に関する事。

（編注 中略）

附則

附則

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

昭和三十三年五月二〇日

〔三一五五〕法律第一二六号

労働福祉事業団法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）	……………
第二章 役員及び職員（第八条―第十八条）	……………
第三章 業務（第十九条―第二十条）	……………

第四章 財務及び会計（第二十一条―第三十一条）……………

第五章 監督（第三十二条―第三十三条）……………

第六章 雑則（第三十四条―第三十八条）……………

第七章 罰則（第三十九条―第四十条）……………

附則（一条―二三条）……………

第一章 総則

（目的）

第一条 労働福祉事業団は、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第一項の規定により政府が出資した額と、附則第十条第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品（以下本条中「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定める。

（登記）

第五条 事業団は、政令に定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、労働福祉事業団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八次 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は事業団を代表しその業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は労働大臣が任命する。

2 理事は理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十一条 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)

地方公共団体の議会の議員または地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を要するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員任期)

第十三条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼務禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十七条 事業団の職員は理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の通用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三条第一項(保険施設の種類)の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める

施設の設置及び運営を行うこと。

二 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第二十七条の二第一項（福祉施設）の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる。

（業務方法書）

第二十条 事業団は、業務開始の際、労働大臣の指示する方針に従って業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十二条 事業団は、毎事業年度、労働大臣の指示する方針に従って、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結したければならない。

（財務諸表）

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下本条中「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（一時借入金）

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（交付金）

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十八条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九条 事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

（規程）

第三十条 事業団は、業務開始の際、次の事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 会計に関する事項

二 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

（労働省令への委任）

第三十条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督

（監督）

第三十二条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告させ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十四条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十五条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条中「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下本条中「公務員とみなされる者」という。)が引き続き事業団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)附則第十条(公務員から都道府県又は特別区の職員となつた者の恩給取扱)の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は労働福祉事業団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するとは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き事業団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き続いて事業団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき

普通恩給については、当該事業団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者については、恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、事業団の役員または職員としての就職を再就職とみなす。

第三十六条 事業団は、前条第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であった者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項(資本金増加の認可)、第二十条第一項(業務方法書の認可)、第二十二条(予算等の認可)第二十六条第一項(一時借入金金の認可)、第二十九条(財産処分等の制限)又は第三十条(規程の認可)の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項業務方法書に記載すべき事項、第二十九条又は第三十一条(財務会計に関する事項の省令委任)の規定により労働省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項(財務諸表の承認)の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八条(余裕金の運用)第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項〔登記義務〕の規定に違反して登記することを怠ったとき。

三 第十九条〔業務の範囲〕に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第二十八条〔余裕金の運用〕の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項〔監督上の命令〕の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条第一項〔報告及び検査〕の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を否み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条 第六条〔名称の使用制限〕の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、第十条第一項〔役員員の任命〕の規定の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(事務の引継)

第五条 政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設及び失業保険法第二十七条の二第一項の施設であつて、事業団がその成立の日において第十九条〔業務の範囲〕第一項第一号及び第二号の規定により行うこととされている業務に相当するものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

(設立に際しての出資)

第六条 政府は、事業団の設立に際し、その際現に有する前条に規定する保険施設及び施設の用に供する不動産及びこれに附属する物品その他事業団がその業務を行うに必要と認められる財産を目的として、これらの財産の価額の合計額に相当する額を事業団に出資するものとする。

2 第四条第五項「土地等の価額」及び第六項「評価委員等についての政令委任」の規定は、前項の規定による政府の出資について準用する。

(最初の事業年度の特例)

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条〔事業年度〕の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の業務については、第十九条第一項中「施設の設定及び運営」とあるのは、「施設の運営」と読み替えるものとする。

第九条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の出資)

第十条 地方公共団体は、当分の間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2 第四条〔資本金〕第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働者災害補償保険法の改正)

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

(失業保険法の改正)

第十二条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二に次の一項を加える。

政府は、第一項の施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百二十六号)第十九条第一項第二号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

(労働者災害補償保険特別会計法の改正)

第十三条 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を

次のように改正する。

第三条中「保険施設費」の下に、「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(失業保険特別会計法の改正)

第十四条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保険施設費」の下に、「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(登録税法の改正)

第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭工業整備事業団」の下に、「労働福祉事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に、「労働福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に、「労働福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

二十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九条ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記(印紙税法の改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ二 労働福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八 労働福祉事業団

(法人税法の改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「森林開発公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

(地方税法の改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十 労働福祉事業団が労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第

十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九条第一号及び第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

(行政管理庁設置法の改正)

第二十条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「及び森林開発公団」を、「森林開発公団及び労働福祉事業団」に改める。

(建設省設置法の改正)

第二十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「日本道路公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

(労働省設置法の改正)

第二十二条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の次に次の一号を加える。

一三の二 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二十六号)に基づいて、労働福祉事業団に対し、認可、承認その他監督を行う事。

第五条の二に次の二項を加える。

3 大臣官房に労働福祉事業団監理官一人を置く。

4 労働福祉事業団監理官は、命を受けて、次条第一項第十一号の三に規定する事務を行う。

第六条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 労働福祉事業団の業務の監督その他労働福祉事業団法の施行に関すること。

(北海道開発法の改正)

第二十三条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「日本住宅公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

昭和三十三年六月一日

〔三一五六〕人事院公示第四号

労働福祉事業団法に基く非常勤職員の指定に関し決定

人事院は、労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第二百二十六号）に基く非常勤職員の指定に関し、次のとおり決定した。

- 一 労働福祉事業団法第十二条第一号の規定により、非常勤の委員、顧問、講師、調査員、研究員その他これらに類する職員を指定する。
- 二 この指定は、公示の日からその効力を有するものとする。

昭和三十三年六月二十八日

〔三一五七〕政令第一六一号

労働福祉事業団法施行令

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百二十六号）第四条第六項及び第三十八条の規定に基き、この政令を制定する。

（評価委員の任命）

第一条 労働福祉事業団法第四条第五項に規定する評価委員は、労働大臣が、必要のつど、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ任命する。

- 一 大蔵省の職員
- 二 労働省の職員
- 三 労働福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員
- 四 事業団に出資した地方公共団体の長が推薦した者
- 五 学識経験のある者

2 労働大臣は、評価に係る財産の出資者中にはじめて事業団に出資する地方公共団体があるときは、前項の規定による評価委員のほか、その地方公共団体の長が推薦した者のうちから一人を評価委員として任命しなければならない。

（評価額の決定）

第二条 評価額は、評価委員の過半数の一致によって定める。

（省令への委任）

第三条 前二条に定めるもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、労働

省令で定める。

（他の法令の準用）

第四条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「その主務大臣」又は「主務大臣」とあるのは、それぞれ「労働福祉事業団」と読み替えるものとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条（国の開設する施設の特例）
 - 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（医療機関の指定）
 - 三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条（国等の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）
 - 四 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項（指定医療機関）
 - 五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十五条第一項（国等の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更）及び第三十七条（国の開設する覚せい剤施用機関の特例の省令委任）
 - 六 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条（法の適用に関する特例）、第三条第一項（国の開設する病院等に対する法の適用除外）及び第四条の三（読替規定）
- 2 労働省令で定める省令については、労働省令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの省令を準用する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
第七十四条の五十五第一項第四号中「又は公営企業金融公庫」を「公営企業金融公庫または労働福祉事業団」に改める。

昭和三十三年七月一日

〔三一五八〕労働省訓令第三号

労働福祉事業団法監理官監督規程

労働福祉事業団監理官監督規程を次のように定める。

（通則）

第一条 労働福祉事業団監理官（以下「監理官」という。）は、この規程の定めるところにより、労働福祉事業団（以下「事業団」という。）の業務の監督及び指導その他の事務を行うものとする。

（会議への出席等）
 第二条 監理官は、事業団の理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができ

る。
 （報告又は帳簿等の提出）
 第三条 監理官は、職務の遂行上必要があると認めるときは、事業団に対して報告をさせ、又は帳簿、書類等の提出を求めることができる。

（法令違反等に対する措置）
 第四条 監理官は、事業団に法令に違反する行為があると認めるとき、又は事業団の業務若しくは財産の状況に関し特に注意を要する事項があると認めるときは、すみやかに上司に報告して、その指揮を請わなければならない。

（運営方針等に関する意見の具申）
 第五条 監理官は、事業団の運営方針又は業務の改善を要する事項のうち重要なものについて意見があるときは、上司に申し述べるとする。

（申請書等の検印及び副申）
 第六条 監理官は、事業団から労働大臣に提出する申請書、報告書その他の書類を検印し、意見があるときは、その意見を副申しなければならない。

附則
 この訓令は、公布の日から施行する。

昭和三十一年一月一日

〔三一五九〕政令第三〇一号

労働福祉事業団が管理する福祉施設を定める件

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百二十六号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働福祉事業団法第十九条第一項第二号の政令で定める失業保険の福祉施設は、次のとおりとする。

一 職業訓練施設

名	称	位置
失業保険福祉施設	北海道総合職業補導所	小樽市
失業保険福祉施設	福島総合職業補導所	福島市
失業保険福祉施設	茨城総合職業補導所	水戸市
失業保険福祉施設	栃木総合職業補導所	宇都宮市
失業保険福祉施設	群馬総合職業補導所	高崎市
失業保険福祉施設	岐阜総合職業補導所	岐阜県稲葉郡那珂町
失業保険福祉施設	島根総合職業補導所	松江市
失業保険福祉施設	岡山総合職業補導所	岡山市
失業保険福祉施設	広島総合職業補導所	広島市
失業保険福祉施設	北九州総合職業補導所	八幡市
八幡職業補導部		
失業保険福祉施設	北九州総合職業補導所	小倉市
小倉職業補導部		

二 宿泊施設

名	称	位置
失業保険福祉施設	東京芝浦日雇労働者簡易宿泊所	東京都
失業保険福祉施設	東京第二芝浦日雇労働者簡易宿泊所	東京都
失業保険福祉施設	みなと寮	横浜市
失業保険福祉施設	みなと会館	新潟市
失業保険福祉施設	清水港労働者ホーム	清水市
失業保険福祉施設	名古屋港労働者簡易宿泊所	名古屋市
失業保険福祉施設	浪速寮	大阪市
失業保険福祉施設	港寮	大阪市
失業保険福祉施設	平安寮	神戸市
失業保険福祉施設	門司司	門司市
失業保険福祉施設	八幡	八幡市

附則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和三十一年一月一日

〔三一六〇〕政令第三二四号

労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働福祉事業団法第十九条（事業団の業務の範囲）第一項第二号の政令で定める失業保険の福祉施設は、次のとおりとする。

一 職業訓練施設

名	称	位 置
失業保険施設中央職業訓練所		東京都北多摩郡小平町
失業保険施設北海道総合職業訓練所		小樽市

二 宿泊施設

名	称	位 置
失業保険福祉施設東京芝浦日雇労働者簡易宿泊所		東京都
失業保険福祉施設東京第二芝浦日雇労働者簡易宿泊所		東京都

附則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和三十三年三月三十一日

（三一六一）政令第五六号

労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働福祉事業団が監理する失業保険の福祉施設を定める政令（昭和三十三年政令第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中

失業保険福祉施設北海道総合職業補導所	小樽市
--------------------	-----

を

失業保険福祉施設北海道総合職業補導所	小樽市
失業保険福祉施設青森総合職業補導所	青森市

に、

失業保険福祉施設宮城総合職業補導所	宮城県宮城郡多賀城町
-------------------	------------

を

失業保険福祉施設宮城道総合職業補導所	宮城県宮城郡多賀城町
失業保険福祉施設山形総合職業補導所	山形市

に、

失業保険福祉施設江東総合職業補導所	東京都
-------------------	-----

を

失業保険福祉施設江東総合職業補導所	東京都
失業保険福祉施設八王子総合職業補導所	八王子市

に、

失業保険福祉施設新潟総合職業補導所	長岡市
-------------------	-----

を

失業保険福祉施設長岡総合職業補導所	長岡市
失業保険福祉施設富山総合職業補導所	高岡市
失業保険福祉施設石川総合職業補導所	金沢市

に、

失業保険福祉施設沼津総合職業補導所	静岡県駿東郡清水村
-------------------	-----------

を

失業保険福祉施設静岡総合職業補導所	静岡市
-------------------	-----

に、

失業保険福祉施設愛知総合職業補導所	名古屋市
-------------------	------

を

失業保険福祉施設愛知総合職業補導所	名古屋市
失業保険福祉施設滋賀総合職業補導所	大津市
失業保険福祉施設大阪総合職業補導所	布施市
失業保険福祉施設兵庫総合職業補導所	尼崎市

に、

失業保険福祉施設山口総合職業補導所	
-------------------	--

を

失業保険福祉施設山口総合職業補導所	山口市
失業保険福祉施設徳島総合職業補導所	徳島市

に、

失業保険福祉施設北九州総合職業補導所	小倉市
--------------------	-----

を

失業保険福祉施設北九州総合職業補導所	小倉市
失業保険福祉施設宮崎総合職業補導所	宮崎市
失業保険福祉施設鹿児島総合職業補導所	鹿児島市

に、

改める。

第二号の表中

失業保険福祉施設名古屋港湾労働者簡易宿泊所	名古屋市
-----------------------	------

を

失業保険福祉施設名古屋港湾労働者簡易宿泊所	名古屋市
失業保険福祉施設名古屋第二港湾労働者簡易宿泊所	名古屋市

に、

「失業保険福祉施設平安」具市

「失業保険福祉施設平安」	呉市	を	寮 失業保険福祉施設下関 簡易宿泊所	下関市	に、
--------------	----	---	--------------------------	-----	----

改める。

第二号の次に次の一号を加える。

三 その他の福祉施設

名	称	位	置
失業保険福祉施設	板橋労働福祉館	東京都	
失業保険福祉施設	野田労働福祉館	大阪市	
失業保険福祉施設	大浪速労働福祉館	大阪市	
失業保険福祉施設	岡山労働福祉館	岡山市	
失業保険福祉施設	久留米労働福祉館	久留米市	
失業保険福祉施設	大牟田労働福祉館	大牟田市	

附則

この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

昭和三十三年五月二日

〔三一六二〕法律第一三三三号〔職業訓練法〕附則

労働省設置法の一部改正

第十条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

正する。

第三条第四号中「補導」を削り、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 職業訓練に関する事務及び技能検定

第四条中第四十四号を第四十八号とし、第四十三号の次に次の四号を加える。

四十四 職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）に基いて、職業訓練計画及び職業訓練の基準を定めること。

四十五 職業訓練法に基いて、市町村等が行う職業訓練に係る認可を行うこと。

四十六 職業訓練指導員免許及び職業訓練指導員試験を行うこと。

四十七 職業訓練法に基いて、技能検定を行うこと。

第五条第二項中「失業対策部」の下に「及び職業訓練部」を加える。

第十条第一項第二号中「指導及び補導」を「及び指導」に改め、同項第四号の次に次の一号を加え、同項第八号中「及び緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）」を「緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）及び職業訓練法」に改める。

る。

四の二 職業訓練及び技能検定に関すること。
第十条に次の一項を加える。

3 職業訓練部は、第一項第四号の二に掲げる事務及び同項第八号に掲げる事務のうち職業訓練法の施行に関するものをつかさどる。

第十三条第一項 技能者養成
労働基準法第七十条の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者の養成に関する重要事項を調査審議すること。

地方職業安定審議会
都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

地方職業安定審議会
都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
労働大臣の諮問に応じ、職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

昭和三十三年六月三〇日

〔三一六三〕政令第一九四号

労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働省組織令（昭和二十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の三」を「第三十五条の五」に改める。

第二十二条中第三号及び第六号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十八条第一項中「失業対策部」の下に「及び職業訓練部」を加え、「五課」を「四課」に改め、「職業補導課」を削り、同条に次の一項を加える。

3 職業訓練部に左の二課を置く。
管理課
指導課

第三十二条第四号中「職業補導課」を「職業訓練部」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条の三の次に次の二条を加える。

(管理課)

第三十五条の四 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業訓練部の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 二 職業訓練計画の策定その他職業訓練に関する施策の樹立に関すること。
- 三 職業訓練及び技能検定に要する予算に関すること。
- 四 職業訓練に関する助言、勧告及び命令に関すること(指導課の所掌に属するものを除く)。
- 五 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第十二条第一項の規定による認可に関すること。
- 六 中央職業訓練審議会に関すること。
- 七 部内の庶務に関すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、職業訓練部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

(指導課)

第三十五条の五 指導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業訓練の基準の設定に関すること。
- 二 職業訓練に関する技術的な事項についての助言、勧告及び命令に関すること。
- 三 事業内職業訓練の認定に関すること。
- 四 認定職業訓練その他の事業内職業訓練に関する援助に関すること。
- 五 職業訓練指導員免許及び職業訓練指導員試験に関すること。
- 六 職業訓練指導員の訓練に関すること。
- 七 技能検定に関すること。
- 八 海外に移住する労働者の職業訓練に関すること。

附 則

1 この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 技能者養成審議会令(昭和二十二年政令第二百三十号)は、廃止する。

昭和三十三年七月一日

(三一六四) 労働省令第一六号(「職業訓練法施行規則」附則)

労働省組織規程の一部改正

第六条 労働省組織規程(昭和二十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第六号を第五号とする。

昭和三十三年七月一日

(三一六五) 労働省令第一六号(「職業訓練法施行規則」附則)

労働福祉事業団法施行規則の一部改正

第七条 労働福祉事業団法施行規則(昭和三十三年労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「事業団」を「労働福祉事業団(以下「事業団」という。)」に改める。

第十一条第二項中「第四条に規定する」を「第五条第二項の共通勘定、労災保険施設勘定及び失業保険施設勘定の」に改める。

